

令和8(2026)年度 第1回栃木県自立支援協議会

資 料

【議題】	ページ
資料 1－1 栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画)の実績について	1
資料 1－2 令和7年度市町自立支援協議会開催状況等調査結果(概要)について	32
資料 2 栃木県障害福祉計画(第8期計画)・栃木県障害児福祉計画(第4期計画)の策定について	43
・ 策定について	43
・ 構成(案)について	49
・ 現障害(児)福祉計画、次期障害(児)福祉計画比較表	50
・ 目標値について	52
・ 【参考】国の基本指針の概要(R8.3.31告示(全部改正))	70
【報告】	
資料 3 相談支援部会の開催状況について	74
資料 4 医療的ケア児支援検討部会の開催状況について	77
資料 5 障害者権利擁護・虐待防止部会の開催状況について	79
資料 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の取組について	81
資料 7 高次脳機能障害者支援事業について	84
資料 8 とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議の設置について	88
資料 9 栃木県障害者工賃向上計画(第7期)とちぎナイスハート♥プランの策定について	89

栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画)の実績について(中間評価)

I 目標値の達成状況

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

(1) 令和8年度 目標

①地域生活移行者数 30人(2,174人の約1.4%、令和6年度～令和8年度の累計)

②入所者数 現状維持(真に入所支援を必要としている障害者を考慮する。)

(2) 第7期計画における進捗状況

項 目	R6年度	R7年度	目標値(R8年度)
地域移行者数(累計)	10人	13人	30人
達成率	33.3%	43.3%	
入所者数	2,093人	2,079人	現状維持

※ 入所定員、入所者数は3月31日時点

(3) 地域生活への移行状況

項 目	共同生活援助	福祉ホーム	家庭復帰	一人暮らし・結婚等	その他	計
R6年度	8人	0人	1人	0人	1人	10人
R7年度	2人	0人	1人	0人	0人	3人
累計	10人	0人	2人	0人	1人	13人

(4) 評価と取組の方向性

第1期計画から第6期計画までの取組により、相当数の入所定員の削減や施設入所者の地域移行が進んだことに加え、入所者の障害の重度化、高齢化が進んでいることから、施設入所者の地域移行が難しくなっている。第7期計画においては、上記の事情等を踏まえ目標を設定した。

引き続き、障害及び障害者に関する理解促進、基幹相談支援センターの設置や地域生活支援拠点等体制整備の促進、重度障害者にも対応したグループホームの整備、さらには生活支援や社会参加の促進などの各種障害福祉施策を総合的に推進することにより、地域において安心した暮らしを支える支援体制等の整備を図っていく。

(参考1)障害者支援施設の入所者の状況(都民施設を除く)

項 目	R6(2024).4.1	R7(2025).4.1	R8(2026).4.1
平均年齢	55.4 歳	55.7歳	55.8 歳
平均障害支援区分	5.57	5.57	5.88

(参考2)グループホームの状況(各年度4月1日現在)

過去5年間で、住居数、定員数は約 1.5 倍に増加し、利用者数も約 1.6 倍に増加した。

項 目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
住居数	510 件 (321 件)	570 件 (377 件)	619 件 (421 件)	649 件 (462 件)	744 件 (524 件)
定員数	3,478 人 (2,287 人)	3,977 人 (2,760 人)	4,288 人 (3,055 人)	4,687 人 (3,482 人)	5,240 人 (3,943 人)
県内利用者数	2,511 人	3,076 人	3,342 人	3,656 人	4,094 人※1

※1 R8年度県内利用者数のみ R8年3月末現在

※2 カッコ内は、精神障害にも対応したグループホームの数

(参考3) 第6期計画までの取組状況

項 目	参考 (H17.10. 1)	第1期～第2期 (H24.3.31)	第3期 (H27.3.31)	増減
入所定員	2,758 人	2,525 人	2,514 人	▲244 人
実入所者数	2,734 人	2,518 人	2,520 人	▲214 人
地域移行者数		518 人	36 人	554 人

※旧身体障害者療養施設、旧身体障害者授産施設、旧知的障害者更生施設、旧知的障害者授産施設、
旧精神障害者授産施設の各入所施設の人数(都民施設を含む。)

項 目	第4期 (H30.3.31)	第5期 (R3.3.31)	第6期 (R6.3.31)	増減
入所定員	2,204 人	2,179 人	2,164 人	▲40 人
実入所者数	2,176 人	2,149 人	2,108 人	▲68 人
地域移行者数	23 人	19 人	26 人	68 人

※障害者支援施設の人数(都民施設を除く。)で集計

○地域生活への移行状況

項 目	第1期～第2期 (H17.10～H24.3)	第3期 (H24.3～H27.3)	第4期 (H27.3～H30.3)	第5期 (H30.3～R3.3)	第6期 (R3.3～R6.3)
共同生活援助	363 人	21 人	16 人	11 人	16 人
福祉ホーム	1人	1人	0人	0人	0人
家庭復帰	113 人	13 人	5人	7人	9人
一人暮らし・結婚等	34 人	1人	2人	0人	1人
その他	7人	0人	0人	1人	0人
計	518 人	36 人	23 人	19 人	26 人

※「第1期～第2期」には、第1期計画開始前(H17.10～H19.2)の期間も含まれる。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 令和8年度 目標

- ①1年以上の長期入院患者数 2,391人(65歳未満 890人、65歳以上 1,501人)
- ②入院後3か月時点の退院率 68.9%
- ③入院後6か月時点の退院率 84.5%
- ④入院後1年時点の退院率 91.0%
- ⑤地域平均生活日数 331.7日

(2) 第7期計画における進捗状況

① 長期入院患者(入院期間1年以上の患者)の状況

項 目	現状値(R6年度)	R7年度	目標値(R8年度)
長期入院患者数	2,431人	2,349人	2,391人
65歳未満	931人	861人	890人
65歳以上	1,500人	1,488人	1,501人

・「長期入院患者数」は、精神保健福祉資料(630調査)による実績

(参考)県内精神病床における長期入院患者(入院期間1年以上の患者)の退院先(各年度6月中の1ヶ月当たりの退院者数)

項 目	自宅	グループホーム	介護施設	転院	死亡	計
R2年度	11人	8人	5人	20人	12人	56人
R3年度	4人	7人	7人	20人	12人	50人
R4年度	5人	8人	6人	11人	11人	41人
R5年度	3人	7人	4人	17人	8人	39人
R6年度	4人	4人	13人	11人	16人	48人
R7年度	4人	9人	6人	20人	10人	49人

②入院後各時点での退院率

項 目	直近値(R4年度)	基準値(R5年度)	目標値(R8年度)
入院後3か月時点	69.4%	69.0%	68.9%以上
入院後6か月時点	81.6%	86.0%	84.5%以上
入院後1年時点	88.0%	92.0%	91.0%以上

※国が所管する NDB(ナショナルデータベース)は R5年度～R7年度までの実績は未公表。基準値は、栃木県障害福祉計画(第6期計画)の目標値

③地域平均生活日数

項 目	直近値(R4年度)	基準値(R5年度)	目標値(R8年度)
地域平均生活日数	324.9 日	316.0 日	331.7 日

※国が所管する NDB(ナショナルデータベース)は R5年度～R7年度までの実績は未公表。基準値は、栃木県障害福祉計画(第6期計画)の目標値

(3) 評価と取組の方向性

長期入院患者数は、目標値に達しており、全体的に減少傾向が見られる。

長期入院患者に占める「65 歳以上」の割合は増加傾向にあり、高齢化が進んでいる。

引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において、障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるような地域を目指し、保健・医療・福祉関係者等と連携のもと、協議の場の充実を図り、長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続することができる仕組みづくりを行う。

3 地域生活支援拠点等の体制整備

(1) 令和8年度 目標

①地域生活支援拠点等整備 25 市町

(市町区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能)

②強度行動障害を有する障害者の支援体制整備

各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

(2) 第7期計画における進捗状況

①地域生活支援拠点等体制整備市町数 22 市町 19 か所

○面的整備型(複数の施設や事業所が連携して拠点の各機能を分担する方法)

宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、
芳賀郡(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)、野木町、那須町、那珂川町

○多機能拠点型(新たに施設を整備し、併せて拠点として必要な機能を集約する方法)

日光市、小山市

○複合型(多機能拠点型と面的整備型で整備する方法)

佐野市、壬生町

項 目	現状値(R6年度)	R7年度	目標値(R8年度)
地域生活支援拠点等体制整備市町数	22	22	25
達成率	88%	88%	

②強度行動障害を有する障害者の支援体制整備

強度行動障害の状態を示す者に対し、障害特性の理解に基づいた適切な支援を行う支援者の養成や適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができ、
他の従事者に支援方法の伝達ができる従事者を養成する研修を実施

(参考)強度行動障害支援者養成研修

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基礎研修の受講者数	163 人	237 人	211 人
実践研修の受講者数	85 人	113 人	77 人

(3) 評価と取組の方向性

地域生活支援拠点等体制整備済の市町に対しては、機能強化に向けて基幹相談支援センター関係者会議をとおして、引き続き市町への支援を行っていく。
未整備市町に対しては、整備困難な状況の把握や課題検討等をとおして、市町と連携しながら体制整備に向けて取組を進めていく。

また、強度行動障害を有する障害者の支援体制については、強度行動障害支援者の養成を図るとともに、強度行動障害者受け入れに向けた周知を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 令和8年度 目標

- ① 一般就労への移行者数 238 人
 - 就労移行支援事業 114 人
 - 就労継続支援A型事業 98 人
 - 就労継続支援B型事業 29 人
- ② 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 全体の5割以上
- ③ 就労定着支援事業における利用者数 146 人
- ④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所 全体の2割5分以上
- ⑤ 福祉施設から一般就労への移行等
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進める。

(2) 第7期計画における進捗状況

項 目	現状値(R6年度)	R7年度	目標値(R8年度)
一般就労移行者数	292 人	327 人	238 人
達成率	122.7%	137.4%	
就労移行支援事業	116 人	105 人	114 人
達成率	101.8%	92.1%	
就労継続支援A型事業	132 人	164 人	98 人
達成率	134.7%	167.3%	
就労継続支援B型事業	42 人	58 人	29 人
達成率	144.8%	200.0%	

項 目	現状値(R6年度)	R7年度	目標値(R8年度)
就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	15 事業所	12 事業所	全体の5割以上
達成率	75.0%	80.0%	
就労定着支援事業における利用者数	148 人	148 人	146 人
達成率	101.4%	101.4%	
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	15 事業所	20 事業所	全体の2割5分以上
達成率	260.9%	285.7%	

(参考)福祉施設から一般就労への移行に関する目安値

項目	R6年度	R7年度	R8年度(目安値)
①障害者に対する職業訓練の受講 (目安到達率)	8人 (133.3%)	1人 (16.7 %)	6人
②福祉施設から公共職業安定所への誘導 (目安到達率)	280 人 (77.1%)	362 人 (99.7 %)	363 人
③福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導 (目安到達率)	102 人 (70.3%)	131 人 (90.3 %)	145 人
④公共職業安定所における福祉施設利用者の支援 (目安到達率)	148 人 (98.7%)	149 人 (99.3 %)	150 人

(3) 評価と取組の方向性

令和7年度における就労移行支援事業からの一般就労移行者数は目標値に達していないが、令和6年4月から民間企業における法定雇用率が2.50%に引き上げられたこと等により、全体の一般就労移行者数は令和6年度の実績を上回り、かつ令和8年度の目標値を達成した。

令和8年度においては、障害者が自分にあった就労先を見つけ、働き続けることができるよう、栃木障害者職業センター等と連携して研修交流会を実施するほか、とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議(旧:障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議)を軸に、福祉・雇用等をはじめとした様々な分野と連携し、地域の就労支援の体制整備に取り組む。また、障害者就業・生活支援センター事業による障害者の生活面での支援を引き続き行っていく。

5 障害児支援の提供体制の整備等【障害児福祉計画(第3期計画)】

(1) 令和8年度 目標

①児童発達支援センター設置市町数 25 市町

②保育所等訪問支援の利用体制構築市町数 25 市町

③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。新生児聴覚検査の実施状況を関係機関等と共有するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。聾学校のセンター的機能について、医療、保健、福祉等と連携した乳幼児教育相談体制を充実する。

④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保市町数 25 市町

⑤主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保市町数 25 市町

⑥医療的ケア児等支援のための協議の場設置 圏域 6圏域

市町 25 市町

⑦医療的ケア児等支援のためのコーディネーター配置 県 県に配置

市町 25 市町

⑧障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

令和8(2026)年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置する。

(2)第3期計画における進捗状況

項 目	現状値(R6年度)	R7年度	目標値(R8年度)
児童発達支援センター設置市町数	13 市町	13 市町	25 市町
達成率	52%	52%	
保育所等訪問支援の利用体制構築市町数	15 市町	17 市町	25 市町
達成率	60%	68%	

項 目		現状値(R6年度)	R7年度	目標値(R8年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所確保市町数		9市町	10市町	25市町
達成率		36%	40%	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所確保市町数		10市町	11市町	25市町
達成率		40%	44%	
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置	圏域	5	6	6
	市町	24	25	25
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	県	1	1	1
	市町	20	21	25

○難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の進捗状況

新生児聴覚検査体制強化事業検討会において、保健、医療、教育等の関係機関とともに、難聴児の早期発見・早期療育の在り方について意見交換を行った。また、支援に従事する者の資質向上を目的とした研修会を実施した。

(3) 評価と取組の方向性

児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保に必要な理学療法士や心理指導担当職員の配置が課題となり、設置が進んでいない状況であると考えられる。未設置の市町に対しては、引き続き設置に向けた取組を市町と連携を図りながら進めていく。

第2期計画において目標に設定した難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築については、第3期計画においても引き続き、保育、保健、医療、教育等の関係機関との連携により、早期発見、早期療育に努めるとともに、難聴児やその家族が安心して、身近な地域で生活できるよう体制の整備を進めていく。

また、医療的ケア児支援については、栃木県医療的ケア児等支援センター(くくるん)に医療的ケア児等コーディネーターを配置し、「くくるん」を中核機関として支援ネットワーク構築を促進するとともに、引き続き圏域及び市町における協議の場の設置促進や、医療的ケア児等支援コーディネーターなどの支援人材の養成により、地域における支援体制の強化に努めていく。

さらに、令和8(2026)年度末までに、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、関係機関と連携した協議の場を設置する。

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 令和8年度 目標

- ①基幹相談支援センター確保市町数 25 市町
- ②各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。
- ③障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

(2) 第7期計画における進捗状況

相談支援専門員の養成、質の向上のための研修の実施等をとおして地域の相談支援体制の充実・強化を図った。また、障害者総合支援法の一部改正により、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの設置が市町の努力義務とされたことを踏まえ、基幹相談支援センターの設置促進及び機能強化に向けて、基幹相談支援センター関係者会議において市町と情報共有を図った。

【基幹相談支援センターの設置状況】

- ・直営：宇都宮市、栃木市、矢板市、さくら市、塩谷町、那珂川町
- ・複合型(直営と委託)：足利市
- ・委託：佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市、芳賀郡(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)、高根沢町

(3) 評価と取組の方向性

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法改正に伴い、令和6年度から地域における相談支援の中核的な役割を担うことが明確となったことから、基幹相談支援センター関係者会議やスキルアップ研修をとおしてセンター機能の強化を促進する。また、未設置市町に対しては、個別で状況把握を行うとともに情報提供を行うことで設置促進に向けての取組を促進する。

さらに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していく。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 令和8年度 目標

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

(2) 第7期計画における進捗状況

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施により、適正な事業実施の確保を図るとともに、指導監査結果について市町に適宜情報提供を行った。

(3) 評価と取組の方向性

引き続き、指導監査を適正に実施するとともに、指導監査結果の速やかな情報の提供等、関係市町との連携体制の強化を図ることにより、障害福祉サービス等の質の向上を図っていく。

(参考1)【指導監査結果の市町との共有回数】

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
指導監査結果の市町との共有回数	1回	116回	104回

※令和6年度から共有頻度の変更(年度1回から指導監査の都度)に伴い件数増

(参考2)【相談支援専門員への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数】

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	1回	1回	1回
修了者数	8人	12人	16人

Ⅱ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び実績

(月間量)

サービス名等		令和５年度		令和６年度		令和７年度				
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	前年比	計画比	
訪問系の合計		利用量(時間)	61,459	56,241	64,560	60,373	68,072	66,016	109.3%	97.0%
		利用者数	3,400	2,976	3,174	3,060	3,287	3,104	101.4%	94.4%
訪問系	居宅介護	利用量(時間)			36,814	35,640	37,672	36,210	101.6%	96.1%
		利用者数			2,531	2,466	2,613	2,495	101.2%	95.5%
	重度訪問介護	利用量(時間)			18,002	15,319	20,311	20,133	131.4%	99.1%
		利用者数			53	50	58	54	107.7%	92.4%
	同行援護	利用量(時間)			7,993	8,536	8,248	8,800	103.1%	106.7%
		利用者数			474	461	492	474	102.7%	96.3%
	行動援護	利用量(時間)			1,291	879	1,381	873	99.3%	63.2%
		利用者数			112	83	120	82	98.6%	68.3%
	重度障害者等 包括支援	利用量(時間)			460	0	460	0	0.0%	0.0%
		利用者数			4	0	4	0	0.0%	0.0%
日中活動系	福祉型短期入所 ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	6,399	5,712	6,081	6,711	6,403	6,836	101.9%	106.8%
					(1,530)	(2,117)	(1,667)	(1,791)	84.6%	107.4%
		利用者数	824	607	673	716	714	764	106.7%	107.0%
				(218)	(199)	(233)	(165)	82.7%	70.6%	
	福祉型短期入所 (強化) ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	446	860	1,147	574	1,250	831	144.7%	66.5%
					(272)	(293)	(285)	(309)	105.5%	108.5%
利用者数		59	103	122	81	131	96	119.2%	73.5%	
			(40)	(48)	(42)	(48)	99.1%	113.9%		

(月間量)

サービス名等			令和５年度		令和６年度		令和７年度			
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	前年比	計画比
日中活動系	医療型短期入所 ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	263	157	271	231	284	199	86.2%	70.2%
					(168)	(103)	(171)	(154)	150.0%	90.1%
		利用者数	55	29	50	40	56	39	97.5%	69.6%
					(29)	(16)	(31)	(30)	193.0%	96.5%
	療養介護	利用者数	278	249	261	250	263	254	101.4%	96.5%
	生活介護 ※()はうち重度障害者	利用量(人日)	102,453	101,662	103,984	103,240	105,629	102,480	99.3%	97.0%
					(28,929)	(18,075)	(29,425)	(16,863)	93.3%	57.3%
		利用者数	5,282	5,200	5,320	5,231	5,399	5,283	101.0%	97.8%
					(1,537)	(886)	(1,563)	(1,152)	130.1%	73.7%
施設系	施設入所支援	利用者数	2,089	2,033	2,057	2,017	2,051	1,993	98.8%	97.2%
居住支援系	自立生活援助	利用者数	35	1	14	2	14	3	155.0%	18.5%
	共同生活援助 (グループホーム) ※()はうち重度障害者	利用量(人)	2,670	3,215	3,470	3,559	3,802	3,939	110.7%	103.6%
訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日)	546	184	447	190	501	237	124.8%	47.3%
		利用者数	34	10	24	11	26	14	127.1%	52.6%
	自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日)	3,229	1,939	2,603	1,879	2,968	1,555	82.8%	52.4%
		利用者数	165	108	162	109	186	97	89.4%	52.3%
	就労選択支援	利用者数					175	10		5.6%
	就労移行支援	利用量(人日)	7,302	5,058	5,706	5,669	5,994	5,457	96.3%	91.0%
		利用者数	420	303	348	344	369	332	96.7%	90.1%
	就労継続支援 (A型)	利用量(人日)	36,857	38,303	42,349	39,846	46,780	38,741	97.2%	82.8%
		利用者数	1,925	1,994	2,234	2,077	2,483	2,035	98.0%	82.0%

(月間量)

サービス名等			令和５年度		令和６年度		令和７年度			
			見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	前年比	計画比
訓練系・就労系	就労継続支援（Ｂ型）	利用量（人日）	78,993	83,032	84,284	88,784	88,127	90,477	101.9%	102.7%
		利用者数	4,390	4,731	4,825	5,152	5,061	5,666	110.0%	111.9%
	就労定着支援	利用者数	200	122	148	132	166	149	112.9%	89.8%
障害児通所系	児童発達支援	利用量（人日）	17,603	19,372	21,865	21,009	24,222	22,617	107.7%	93.4%
		利用者数	2,392	2,625	2,824	2,801	3,077	2,918	104.1%	94.8%
	放課後等デイサービス	利用量（人日）	58,416	67,462	74,469	73,910	79,723	80,344	108.7%	100.8%
		利用者数	4,762	5,247	5,773	5,827	6,196	6,426	110.3%	103.7%
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	利用量（人日）	134	11	51	4	51	4	123.3%	8.7%
		利用者数	30	3	13	1	13	2	178.6%	16.0%
	保育所等訪問支援	利用量（人日）	231	180	323	216	379	285	131.7%	75.2%
		利用者数	128	157	245	186	289	229	123.3%	79.2%
障害児入所系	福祉型障害児入所施設（※）	利用者数	70	63	70	56	70	58	103.6%	82.9%
	医療型障害児入所施設（※）	利用者数	408	58	434	54	434	54	100.0%	12.4%
相談支援系	計画相談支援	利用者数	3,892	3,740	3,967	3,986	4,257	4,228	106.1%	99.3%
	障害児相談支援	利用者数	1,471	1,496	1,713	1,638	1,903	1,726	105.3%	90.7%
	地域移行支援	利用者数	65	4	24	37	30	3	8.3%	10.3%
	地域定着支援	利用者数	86	12	29	17	35	8	48.1%	23.3%

※福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設は県内利用者数を記載。

Ⅲ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

項 目	R6年度	R7年度	R8年度(目安値)
障 害 者 支 援 施 設 の 入 所 定 員	2,164 人	2,134 人	2,174 人
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設 の 入 所 定 員	70 人	70 人	70 人
障 害 児 入 所 施 設 か ら 転 換 し た 障 害 者 支 援 施 設 の 入 所 定 員	70 人	70 人	70 人
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設 等 の 入 所 定 員	434 人	434 人	434 人

(各年度3月 31 日現在)

○評価と取組の方向性

福祉型障害児入所施設について、18 歳以上の障害者が入所する障害児施設において、障害児入所施設障害者を退所させることなく支援を継続することや入所児童の適切な処遇等を図るため、平成 30(2018)年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換した。第7期計画においても、入所児童への支援の継続等の観点から、引き続き現状の定員を維持していく。

Ⅳ 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

1 栃木県自立支援協議会と障害者相談支援体制整備事業

(1) 現状及び課題

①県自立支援協議会の開催状況

令和7年度 2回開催

<主な議題>

- ・栃木県障害福祉計画(第7期計画)・栃木県障害児福祉計画(第3期計画)の実績について
- ・各部会(相談支援部会、医療的ケア児支援検討部会、障害者権利擁護・虐待防止部会)の開催状況について

- ・栃木県障害福祉計画(第8期計画)・栃木県障害児福祉計画(第4期計画)の策定について
- ・障害者の一般就労に向けた就労支援体制に係る協議会等の設置について

②障害保健福祉連絡会議の実施状況

令和7年度 障害福祉課主催により県庁を会場に7月に開催

<主な議題>

- ・障害福祉計画・障害児福祉計画等の取組推進について
- ・情報共有
- ・情報提供
- ・意見交換

③障害者相談支援協働コーディネーターの活動状況

- ・配 置 数 1名
- ・業務内容

基幹相談支援センターの設置促進・機能強化、市町自立支援協議会の運営支援、各圏域の相談支援体制の連携支援、地域課題や困難事例に関する支援者への助言等を行う。

④市町の基幹相談支援センターの設置状況

- ・基幹相談支援センター設置市町数 20 市町(17 カ所設置済、うち1カ所は4町の共同設置)

(2) 取組の方向性

基幹相談支援センター関係者会議や障害者相談支援協働コーディネーターによる市町への支援を通じ、相談支援や障害福祉サービス、地域生活支援拠点等の地域生活を推進するための情報を共有し、市町の自立支援協議会を活性化するとともに、障害者相談支援体制の充実・強化を図っていく。

2 障害者就業・生活支援センター事業

(1) 現状及び課題

①障害者就業・生活支援センターの設置状況

圏域	受託法人	設置箇所	設置年度
宇都宮圏域	飛山の里福社会	宇都宮市	H22
県東圏域	こぶしの会	真岡市	H20
県西圏域	希望の家	鹿沼市	H21
県南圏域	せせらぎ会	壬生町	H14
県北圏域	とちぎ健康福祉協会	さくら市	H20
両毛圏域	足利むつみ会	足利市	H19

②活動実績及び支援対象者(登録者)数(各年度末実績)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
宇都宮圏域						
相談・支援件数	4,904	6,356	3,874	3,479	3,428	3,898
職場実習・あっせん件数	21	27	27	21	29	28
就職件数	77	90	84	64	85	105
支援対象者(登録者)数	714	752	758	781	835	894
県西圏域						
相談・支援件数	2,059	1,620	1,675	1,779	1,533	1,587
職場実習・あっせん件数	24	19	20	27	23	20
就職件数	38	25	30	31	32	27
支援対象者(登録者)数	549	585	630	661	661	682

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
県東圏域						
相談・支援件数	3,227	3,493	3,264	2,570	2,314	2,060
職場実習・あっせん件数	25	45	40	29	23	25
就職件数	41	40	40	39	40	31
支援対象者(登録者)数	462	493	534	559	587	610
県南圏域						
相談・支援件数	3,390	3,353	3,894	2,997	2,708	2,471
職場実習・あっせん件数	27	26	43	50	44	45
就職件数	72	68	77	82	92	91
支援対象者(登録者)数	807	854	865	936	1,007	1,104
県北圏域						
相談・支援件数	1,075	2,297	1,870	1,933	1,948	1,816
職場実習・あっせん件数	6	23	28	25	21	38
就職件数	35	37	36	35	36	59
支援対象者(登録者)数	430	516	576	617	667	720
両毛圏域						
相談・支援件数	1,759	1,744	1,895	2,040	1,912	1,970
職場実習・あっせん件数	26	24	17	40	23	33
就職件数	57	66	49	64	45	47
支援対象者(登録者)数	888	946	1,001	1,054	1,028	1,066

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
栃木県 計						
相談・支援件数	16,414	18,863	16,472	14,798	13,843	13,802
職場実習・あっせん件数	129	164	175	192	163	189
就職件数	320	326	316	315	330	360
支援対象者(登録者)数	3,850	4,146	4,364	4,608	4,785	5,076

※宇都宮圏域の相談・支援件数は、R4年度実績から軽微な相談件数を除いている。

(2)取組の方向性

支援対象者(登録者)数については年々増加しているため、引き続き、関係機関等と連携し、本人・家族への支援の充実に努めるほか、就労移行支援事業所等の職員の支援力の強化を図り、就職件数の増加に努める。

3 発達障害者支援センター運営事業等

(1) 現状及び課題

①人材育成・関係機関に対する支援の状況

- ・専門研修の開催や対応困難事例へのコンサルテーションを実施するとともに、発達障害者支援アドバイザーを派遣して地域での研修会の開催や事例への助言等を実施
- ・発達障害者支援センター連絡協議会を開催し、人材育成や普及啓発等の事業について検討
- ・発達障害者の養育・介護経験がある家族をピアサポーターとして養成し、同様の立場にある家族への情報提供を行うとともに、関係機関や団体等に対して啓発を実施

②家族への支援の状況

- ・発達障害及びその疑いのある小学生の保護者を対象に、子どもの行動の客観的な捉え方を学ぶペアレント・プログラムを実施
- ・思春期以降に「発達障害」と診断された家族を対象に、障害についての正しい理解や家族としての関わり方を学ぶ家族教室を実施

③青年・成人期への支援の状況

- ・職場見学・体験、就労ガイダンスを行う就労準備支援事業や青年期発達障害者のグループ活動を実施
- ・就労及び子ども若者支援関係の連携会議等への参加、同会議を通じた発達障害の理解のための普及啓発を実施

(参考)発達障害者支援センター運営事業等<活動指標>

項 目	R6年度	R7年度	R8年度(目標値)
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言件数	69	78	120
ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の受講機関数(累計)	49	60	41
ピアサポートの活動への支援件数(延べ件数)	6	7	10

(2) 取組の方向性

発達障害児者が、身近な地域でライフステージを通じて切れ目のない支援が受けられるよう、人材育成や関係機関に対する支援等の地域支援を強化するとともに、発達障害者支援センター、発達障害者地域支援マネージャー、発達障害者相談支援サポーターの連携による重層的な支援体制の充実を図っていく。

また、発達障害セミナーや県政出前講座の実施、ピアサポーターの派遣等により普及啓発を進めていく。

4 高次脳機能障害支援普及事業

(1) 現状及び課題

①人材育成・支援ネットワークの構築の状況

- ・障害福祉サービス事業所職員や相談支援専門員、行政機関職員等を対象とした研修の実施
- ・医療従事者を対象とした研修の実施
- ・関係機関からの要請に応じて障害理解及びその適切な支援方法、県内の支援体制等についての講話を実施
- ・高次脳機能障害支援連携協議会を開催し、高次脳機能障害者に対する効果的な支援について検討
- ・高次脳機能障害者の養育・介護経験がある家族をピアサポーターとして養成し、同様の立場にある家族への情報提供を行うとともに、関係機関や団体等に対する啓発活動を実施

②家族会との連携の状況

- ・家族会の定例会、家族の集いへの参加やミニ相談会や講演会の運営協力などの支援を実施

(参考)高次脳機能障害支援普及事業活動指標

項 目	R6年度	R7年度	R8年度(目標値)
研修会参加者数	306	301	360

(2) 取組の方向性

複雑化・多様化する相談内容に迅速かつ適切な対応をするため、高次脳機能障害支援拠点機関や地域の医療機関、教育・福祉・就労等の関係機関との一層の連携強化を図っていく。

高次脳機能障害の正しい理解を促進するために、県民や支援関係者等に対して障害特性や支援のあり方について普及啓発を図っていく。

高次脳機能障害者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができる体制を強化するため、障害福祉サービス事業所職員や相談支援専門員等を対象とした研修を開催し、障害特性に応じた支援を行うことができる人材育成などに努める。

5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

(1) 現状及び課題

①精神障害者地域移行・地域定着推進協議会の実施状況

- ・県、6圏域、25 市町全てに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場が設置され、その中で議題として入院患者の退院促進に向けた、精神科医療機関と地域支援機関の連携体制の構築や、精神疾患やメンタルヘルスに関する理解促進などの取組を実施。
- ・協議の場の取組方法について模索している市町も多い。

②ピアサポートの活用状況

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活動者数	9	13	15	46	49	39

※健康福祉センターが地域の精神科病院や事業所、研修会等にピアサポーターを派遣し、自らの体験を生かした地域生活に関する啓発活動や精神科病院入院中患者等との交流活動(自助グループ)、相談・同行支援などを実施

(2) 取組の方向性

引き続き地域で生活する障害者自身が相談助言等を行うピアサポートの重要性を周知し、その積極的な活用が図られるようピアサポーターの活動を支援する。

また、近年の国の動向から、長期入院患者の退院促進のみならず、精神障害者及び日常生活を営む上での精神保健に関する課題を抱えるものを対象とした、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進が求められていることから、基礎自治体である市町単位の協議の場が実効性を踏まえた取組となるよう、後方支援を行う。

6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

(1) 現状及び課題

①専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣の状況

・手話通訳者

項 目		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養成講座修了者数	通訳Ⅰ	18名	12名	7名	15名	24名	51名
	通訳Ⅱ	7名	9名	7名	7名	7名	32名
	通訳Ⅲ	5名	8名	5名	8名	3名	11名
養成講座の修了見込み者数		90名	60名	60名	60名	70名	70名
派遣事業登録者数(年度末)		133名	114名	131名	134名	158名	158名
派遣実施件数		4,160件	4,149件	4,155件	4,464件	3,686件	3,641件

・要約筆記者

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養成講座修了者数	9名	13名	10名	12名	13名	22名
上記の修了見込み者数	30名	30名	30名	30名	20名	20名
派遣事業登録者数(年度末)	90名	85名	86名	84名	117名	119名
派遣実施件数	240件	138件	149件	323件	121件	200件

・盲ろう者向け通訳・介助員

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養成講座修了者数	15 名	16 名	37 名	63 名	46 名	65 名
上記の修了見込み者数	20 名	20 名	20 名	20 名	20 名	20 名
派遣事業登録者数(県内・年度末)	152 名	151 名	152 名	153 名	156 名	155 名
登録者数 及び派遣時間	15 名 1,241h	13 名 893h	10 名 1,414h	9 名 2,369h	9 名 2,271h	10 名 2,617h

・失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
養成講座修了者数	12 名	5 名	3 名	7 名	10 名	5 名
上記の修了見込み者数	20 名	20 名	20 名	20 名	20 名	20 名
派遣事業登録者数(年度末)	12 名	17 名	20 名	27 名	37 名	42 名
登録者数	12 名	5 名	3 名	7 名	10 名	5 名

②市町との連携の状況

- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を宇都宮市と共同実施
- ・手話通訳者養成は、市町が実施する「手話奉仕員養成講座」に続く講座として実施
- ・障害保健福祉連絡会議や担当者連絡会議により、市町の手話奉仕員養成の実施や質の向上について協議

(2) 取組の方向性

県の派遣事業に登録している手話通訳者、要約筆記者については更新制度の導入などにより能力の維持に努めている。今後、盲ろう者向け通訳・介助員を含め派遣依頼は増加していくことが予想される。社会参加促進事業により、安定的な意思疎通支援者の派遣を行うとともに、市町・関係団体と連携しながら意思疎通支援者の養成・確保に努める。

7 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

(1) 現状及び課題

広域的な派遣を円滑に実施し、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるよう、手話通訳者、要約筆記者等の派遣に係る市町相互間の連絡調整体制を整備する必要がある。

(2) 取組の方向性

市町をまたぐ意思疎通支援を行う者の派遣に係る連絡調整を行い、利用の拡大に努める。

8 依存症対策総合支援事業

(1) 現状及び課題

依存症は否認の病とも言われ、本人及び家族までもが依存症であることを認めることができず、支援を必要とする者の多くが適切な支援を受けられていない現状があると指摘されている。

・県内でアルコール依存症と診断がつく者：約 3,200 人（20歳以上の者の総人口の 0.2%）

【出典】AMED「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究（2016-2018）」

・県内でギャンブル等依存が疑われる者：約 12,000 人（20歳以上の者の総人口の 0.8%）

【出典】AMED「ギャンブル障害の疫学把握、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のあり方についての研究（2016-2018）」

依存症専門医療機関

項 目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
専門医療機関数 (うち治療拠点機関数)	アルコール	1 (0)	3 (0)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
	薬物	1 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	ギャンブル	0 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (1)	2 (1)

項 目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
見込み	アルコール	1 (1)	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)
	薬物	1 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
	ギャンブル	1 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)

依存症相談拠点機関

項 目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談拠点機関数		1	1	1	1	1
見込み ※アルコール・薬物・ギャンブル等依存症共通		1	1	1	1	1

(2) 取組の方向性

広く県民に対し、年齢や特性に応じた内容・手法による予防教育・普及啓発の推進、正しい知識の普及による依存症の予防及び偏見、差別の解消に取り組む。

また、各支援機関同士で連携した支援を提供できる体制の整備及び拡充を行い、県民が困った時にいつでも相談支援窓口を検索及び知ることができるようインターネットを活用した相談支援窓口の周知及び情報の発信を行う。

9 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

(1) 現状及び課題

- ・ひきこもりやニート・不登校等、子どもや若者の抱える問題に対応するため、平成 26 年 10 月1日に「栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター（ポラリス☆とちぎ）」を開設
- ・電話・来所・訪問・メール・FAXによる相談、家族・支援者への研修を実施
- ・令和2年度から中高年のひきこもり支援を実施、令和3年度からオンラインによる居場所づくり、令和6年度から夜の居場所づくりを開催

出張相談実施市町数

項 目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施市町数	9	11	14	14	16
見込み	8	10	12	16	18

相談利用者の状況

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談件数	4,745	4,838	4,986	5,360	5,092	4,947

(2) 取組の方向性

引き続き、教育、福祉、医療、雇用等の様々な分野の関係機関との連携を強化しながら、相談者が身近な地域で支援を受けられる体制の整備に向け、市町への出張相談を行うとともに、ひきこもりサポーターを養成し市町の相談体制の充実を図っていく。また、出張相談未実施市町への働きかけを積極的に行っていく。

10 難病相談支援センター事業

(1) 現状及び課題

相談件数が伸びているが、同じ方からの相談が多いという現状であり、より多くの方に当センターの存在を周知することが必要である。

とちぎ難病相談支援センターの相談利用者の状況

項 目	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談件数	973	1,175	1,509	1,956	1,954	2,134
相談見込み件数	1,830	900	1,000	1,100	1,000	1,100

(2) 取組の方向性

令和7年度末により多くの方に当センターの存在を知っていただけるよう周知カードを作成した。今後も必要な方に情報が届くよう、より効果的な周知に取り組んでいく。

また、療養生活と仕事との両立など、多様化する相談ニーズに適切に対応できるよう、医療相談や就労相談、患者・家族交流サロン、疾患グループ別交流会の開催など、引き続き相談事業の充実を図る。

V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の養成と確保

(1) 現状及び課題

研修の実績

項目		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談支援従事者研修						
	相談支援従事者初任者研修	61	60	70	63	67
	相談支援従事者現任研修	114	101	75	88	50
	相談支援従事者主任研修	27	7	10	9	6
	専門コース別研修	－	-	8	12	16
サービス管理責任者等研修						
	研修受講資格取得研修	342	314	303	380	302
	基礎研修	340	291	263	417	328
	実践研修		156	142	810	292
	更新研修	411	272	256	237	93
喀痰吸引等研修(第三号研修)						
	指導看護師養成研修	4	42	13	14	10
	介護職員基本研修 (うち実地研修終了者)	8 (4)	31 (22)	36 (8)	27 (11)	24 (7)
強度行動障害支援者養成研修(基礎)		262	207	163	237	211
強度行動障害支援者養成研修(実践)		84	67	85	113	77

項目	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
同行援護従業者養成研修(一般)	81	61	66	106	-
同行援護従業者養成研修(応用)	-	-	-	-	20
重度訪問介護従業者養成研修(統合)	228	84	59	60	70

(2) 取組の方向性

指定研修事業者と連携し、引き続き、障害福祉サービスの質の確保に必要な専門知識と技術を有する人材の育成を図っていく。

2 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上

(1) 現状及び課題

市町から支給決定を受ける障害者の増加に伴い、県等から指定を受ける障害福祉サービス事業所等も増加傾向にあるが、一方では障害の特性への理解や支援技術の不足により虐待件数が増加するなど、事業所等において障害福祉サービス等支援の質の確保に向けた取組が求められている。

(2) 取組の方向性

指定障害福祉サービス等支援において、良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、第三者による評価を推進するとともに、障害者支援施設や共同生活援助事業所においては、事業運営の透明性を確保するため、サービスごとの特性を踏まえた適切な取組が推進されるよう必要な周知等を行う。

VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害者に対する虐待の防止等

(1) 現状及び課題

①障害者虐待の防止の取組

○県民の理解促進のための啓発

・県政出前講座の開催 8回 参加者数 200人

○栃木県障害者虐待防止・権利擁護研修の実施

市町障害者虐待防止センター等の相談窓口職員の専門性強化及び障害者福祉施設等の管理者及び従事者の資質向上のため研修を実施
(R7年9月、R8年1～2月)

コース別研修(市町職員) 修了認定者 21 名

(施設等職員) 修了認定者 284 名

②障害者の権利擁護の取組

成年後見制度の普及啓発や、市町における成年後見制度利用促進に向けた体制整備を支援するため、県社会福祉協議会に設置された「とちぎ成年後見支援センター」が実施する成年後見制度普及啓発事業等を支援

- ・県民・相談支援機関からの相談対応 相談件数 49 件
- ・成年後見制度利用促進研修会(R7年 10 月) 参加者数 73 人

③障害者虐待の状況

項 目	R2年度				R3年度			
区分	養護者	施設従事者	使用者	合計	養護者	施設従事者	使用者	合計
相 談 ・ 通 報 ・ 届 出 数	40 件	34件	28 件	102件	29 件	23 件	26 件	78 件
虐 待 判 断 件 数	20 件	5件	8 件	33件	13 件	12 件	7 件	32 件
被 虐 待 者 数	20 人	8人	8 人	36人	13 人	15 人	9 人	37 人

項 目	R4年度				R5年度			
区分	養護者	施設従事者	使用者	合計	養護者	施設従事者	使用者	合計
相 談 ・ 通 報 ・ 届 出 数	32 件	35 件	30 件	97 件	38 件	45 件	26 件	109 件
虐 待 判 断 件 数	16 件	12 件	4 件	32 件	14 件	15 件	4 件	33 件
被 虐 待 者 数	16 人	22 人	4 人	42 人	14 人	24 人	4 件	42 件

項 目	R6年度			
区分	養護者	施設従事者	使用者	合計
相 談 ・ 通 報 ・ 届 出 数	43 件	50 件	24 件	117 件
虐 待 判 断 件 数	15 件	18 件	9 件	42 件
被 虐 待 者 数	15 人	20 人	9 人	44 人

※R7年度実績は、現在集計中

(2)取組の方向性

県民に対する障害者虐待の通報義務等の普及・啓発を行うとともに、障害者福祉施設従事者等に向けた研修や県政出前講座の開催を通じて、引き続き障害者虐待の未然防止に努めていく。

成年後見制度について、「とちぎ成年後見支援センター」と連携し、引き続き、成年後見制度の利用促進・普及啓発や相談体制の充実を図るとともに、市町が行う成年後見制度の市町村長申立に関する取組等を促進していく。

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(1) 現状及び課題

利用者の居住や生活の場であるグループホームについては、通所系の事業所と比較して運営が閉鎖的になるおそれがあり、また、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害の程度を踏まえた適切な支援が提供されない可能性が指摘されている。

そのため、令和6年度報酬改定において、グループホームにおける支援の質の確保を図るため、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を行うことが義務づけられ、利用者の家族や地域住民、市町の担当者等による事業所の見学の機会を設けることとなった。

(2) 取組の方向性

地域住民や関係機関と連携し、障害福祉サービス事業所等を地域に開かれた施設としていくことを通じて、利用者の安全確保に向けた取組を進めていく。

また、利用者の安全の確保のためには、職員に対する虐待防止研修の充実や、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員の処遇改善等による職場環境の改善等を進めていくことが重要であるため、今後もこれらの取組を継続して行うよう、各事業所に対して促していく。

併せて、災害時においては、地域の安全提供の拠点としての役割が期待されるため、災害時における対応について、市町や関係団体等と連携し、地域に暮らす障害者の安全確保に努めていく。

1 調査概要

■調査の目的

県及び市町の自立支援協議会の連携に向けた方策の検討や、他市町自立支援協議会における検討内容等の情報共有に役立てること。

（参考）「栃木県障害福祉計画（第7期計画）・栃木県障害児福祉計画（第3期計画）」の令和8(2026)年度の目標

相談支援体制の充実・強化等の目標②：各市町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化する。

目標設定の考え方：国の基本指針に即して目標を設定し、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していきます。

目標に向けた取組：協議会と専門部会等の連携、県と市町が設置する協議会の相互連携

■調査対象

市町障害保健福祉主管課

※複数市町による共同設置をしている市町については、事務局となっている市町に回答を依頼

■調査期間

令和8(2026)年5月15日から令和8(2026)年6月5日

※調査基準日は令和8(2026)年6月1日現在

■調査項目

【問1】自立支援協議会の基本事項について

【問2】自立支援協議会の委員について

【問3】令和7年度自立支援協議会の活動状況について

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

【問5】自立支援協議会の活性化について

2 調査結果

【問1】自立支援協議会の基本事項について（名称、組織図）

【問2】自立支援協議会の委員について（全体会の委員名簿、全体会及び専門部会ごとの委員構成）

➤ 自立支援協議会の設置状況は以下のとおりである。

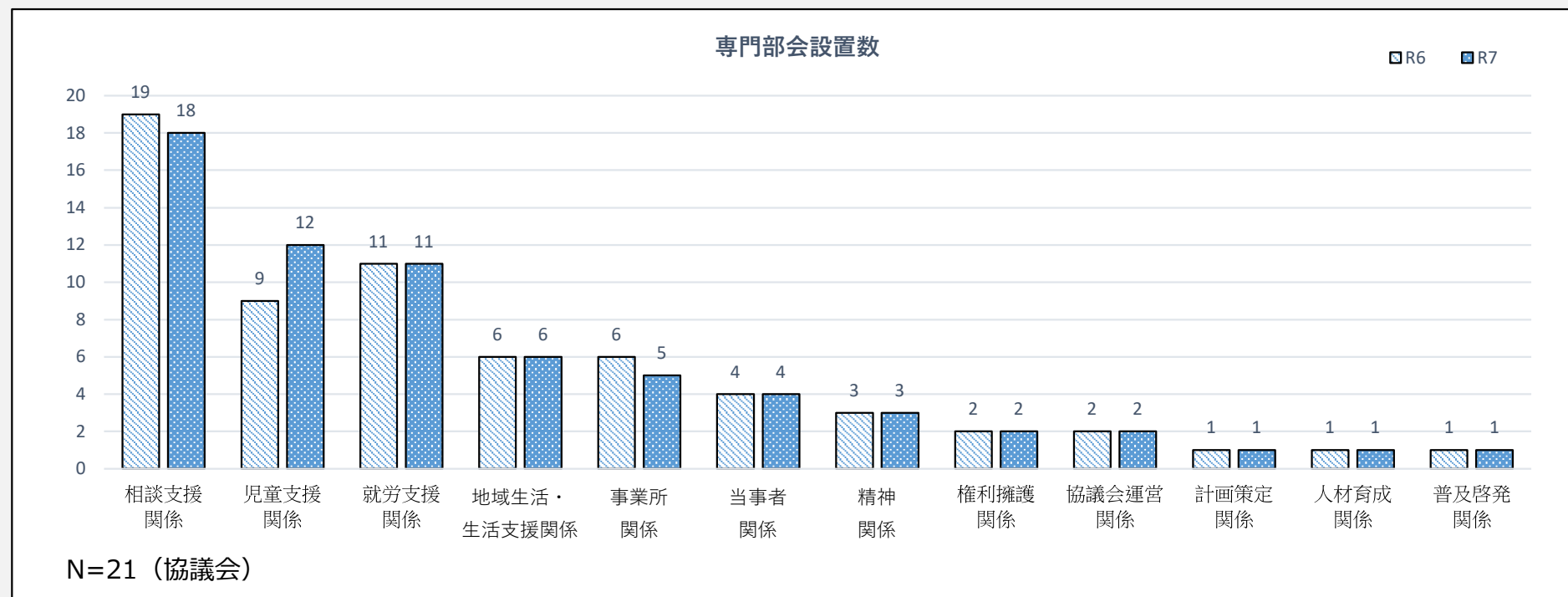
○協議会について

➤ 全市町で設置され、単独設置20、複数市町による共同設置1（5市町）の計21協議会となっている。

○専門部会について

令和7年度に専門部会を設置しているのは20協議会となっており、66の専門部会が設置されている。

分野は、「相談支援関係」が9割程度、「児童支援関係」が6割程度、「就労支援関係」が5割程度と上位である。



「令和7年度 市町自立支援協議会開催状況等調査」結果（概要）

2 調査結果

【問3】令和7年度の自立支援協議会の活動状況について

(1)開催状況

➤ 令和7年度の自立支援協議会の開催状況は、以下のとおりである。

種類	開催状況
全体会	- 全21協議会において開催 【年間の開催回数】 1回：5協議会 2回：10協議会 3回：5協議会 4回：1協議会
定例会	3協議会において開催 【年間の開催回数】 2回：2協議会 18回：1協議会
事務局会議	14協議会において開催 【年間開催回数】 1～3回：6協議会 4～6回：5協議会 12～15回：2協議会 16回以上：1協議会
専門部会	- 設置状況や開催回数は協議会ごとに異なる - 複数の協議会において設置されている専門部会のうち、平均開催回数が3回以上の専門部会は以下のとおり 【平均開催回数】 6.9回：相談支援関係 3.9回：就労支援関係 3.3回：児童支援関係 3.2回：事業所関係

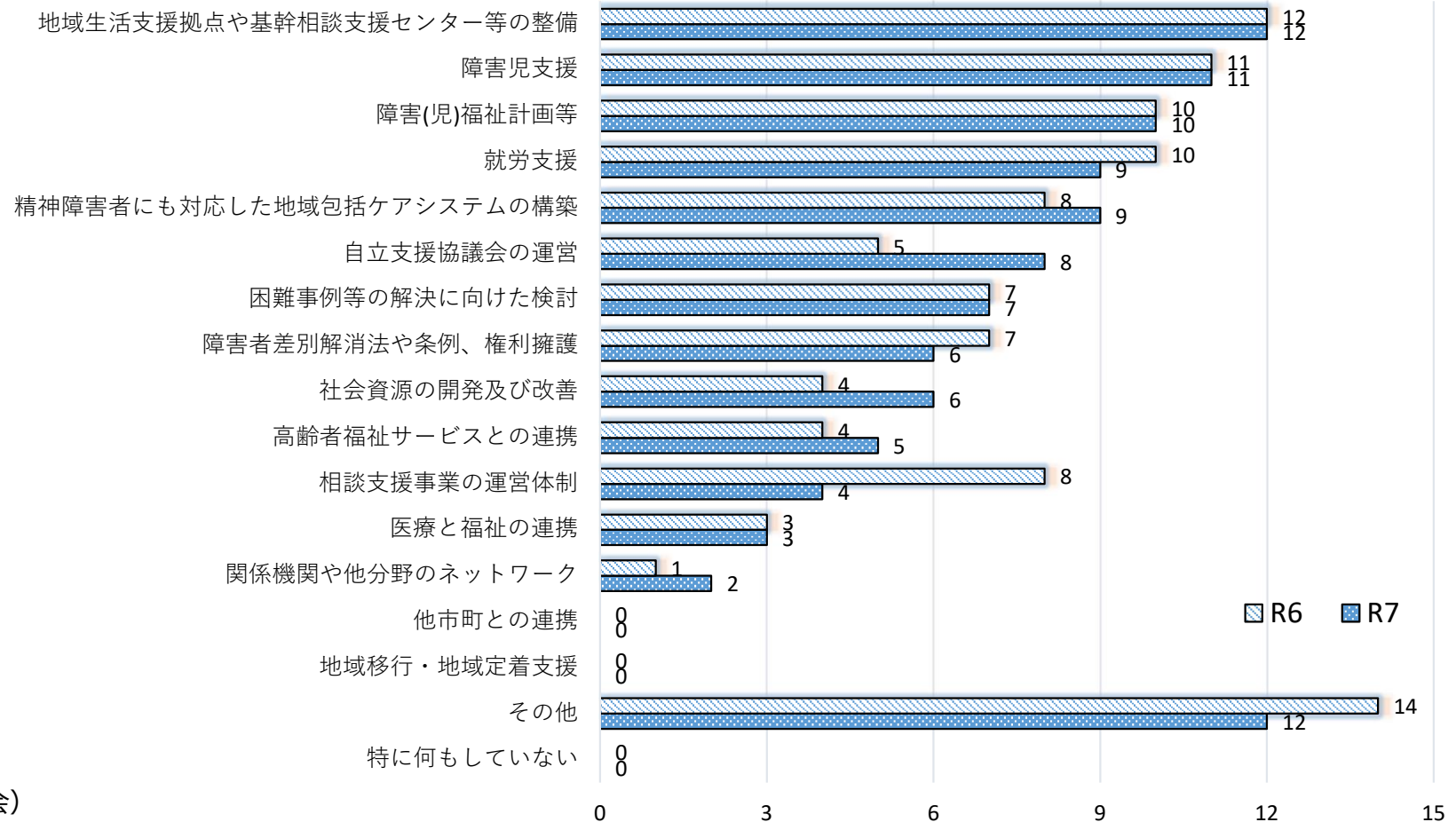
「令和7年度 市町自立支援協議会開催状況等調査」結果（概要）

2 調査結果

【問3】令和7年度自立支援協議会の活動状況について

(2)自立支援協議会で協議した事項（複数回答）

令和7年度に自立支援協議会で協議した事項は、「地域生活支援拠点や基幹相談支援センター等の整備」が6割程度、「障害児支援」及び「障害(児)福祉計画等」が5割程度と上位である。
「その他」の主なものは、「障害福祉サービス事業等の実績についての報告・評価」及び「障害者優先調達推進法の推進」など



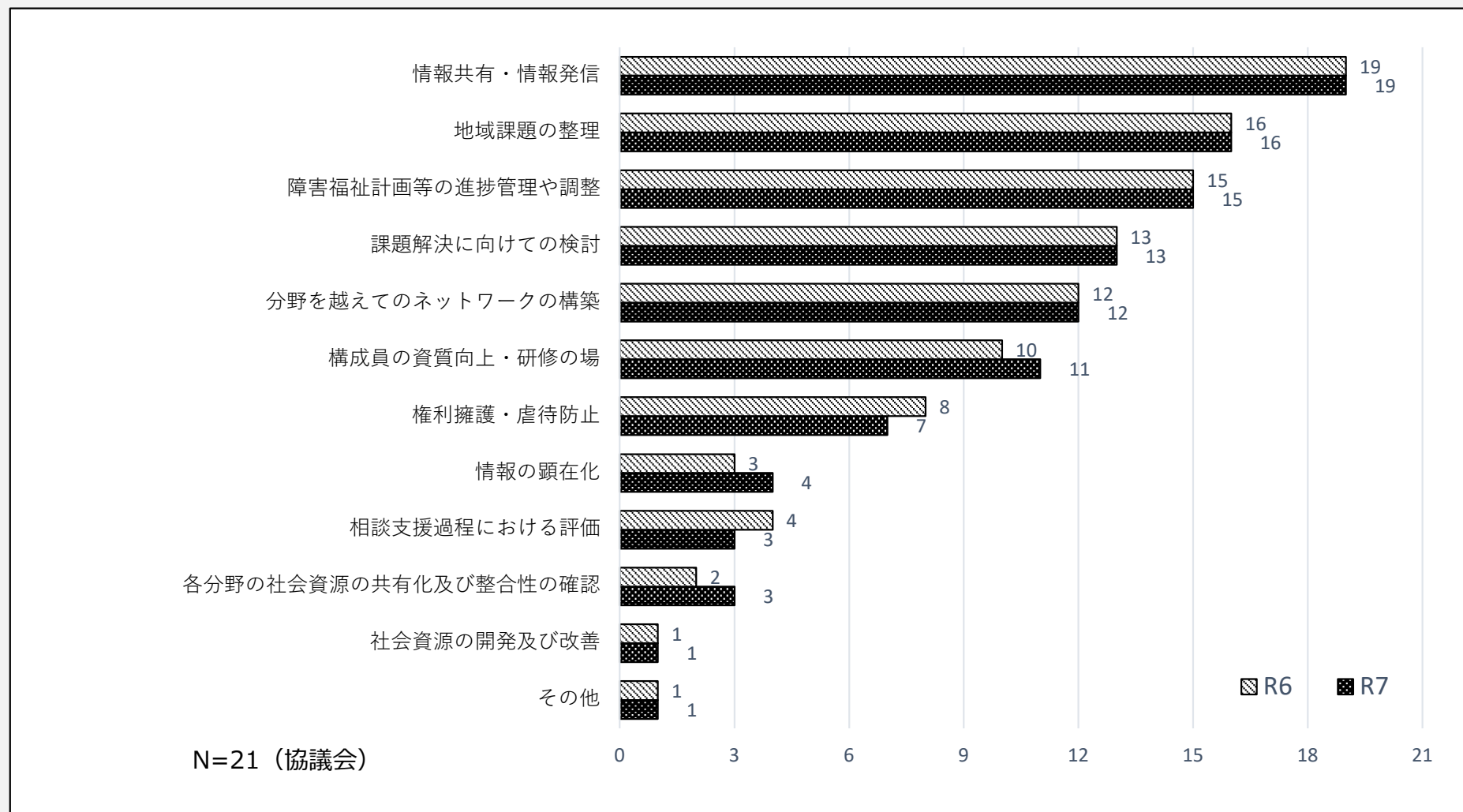
N=21（協議会）

2 調査結果

【問3】令和7年度自立支援協議会の活動状況について

(3) 自立支援協議会としての役割（複数回答）

- 自立支援協議会としての役割は、「情報共有・情報発信」が9割程度、「地域課題の整理」及び「障害福祉計画等の進捗管理や調整」が8割程度、「課題解決に向けての検討」及び「分野を越えてのネットワークの構築」が6割程度と上位である。



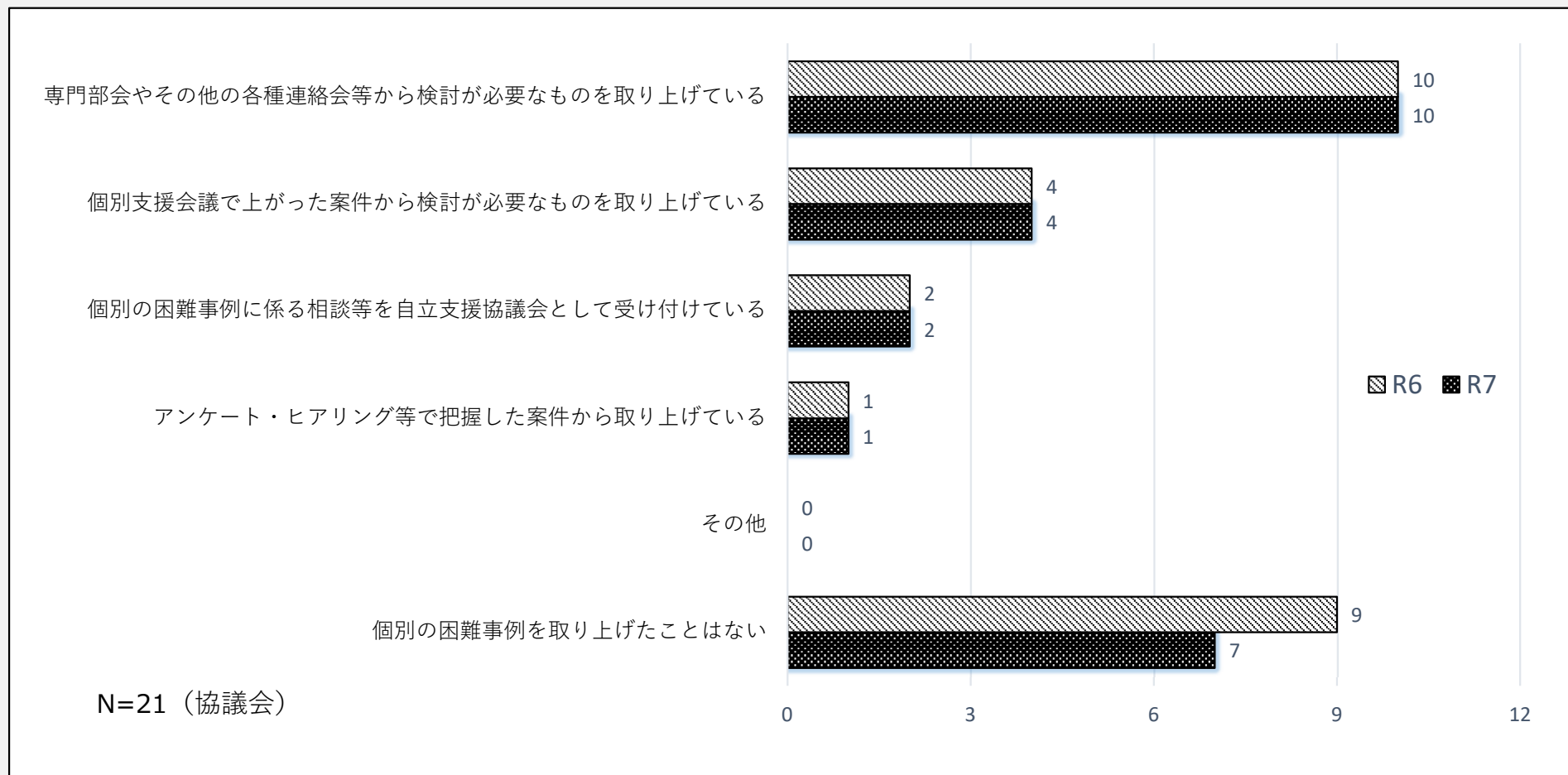
2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(1) 個別の困難事例の把握・検討（複数回答）

自立支援協議会として個別事例を「取り上げている」は7割程度、「取り上げたことはない」は3割程度である。

個別事例の検討・把握の方法は、「専門部会やその他の各種連絡会等から検討が必要なものを取り上げている」が5割程度で最も多い。



2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(2)自立支援協議会（全体会）における地域課題の把握及び取組状況

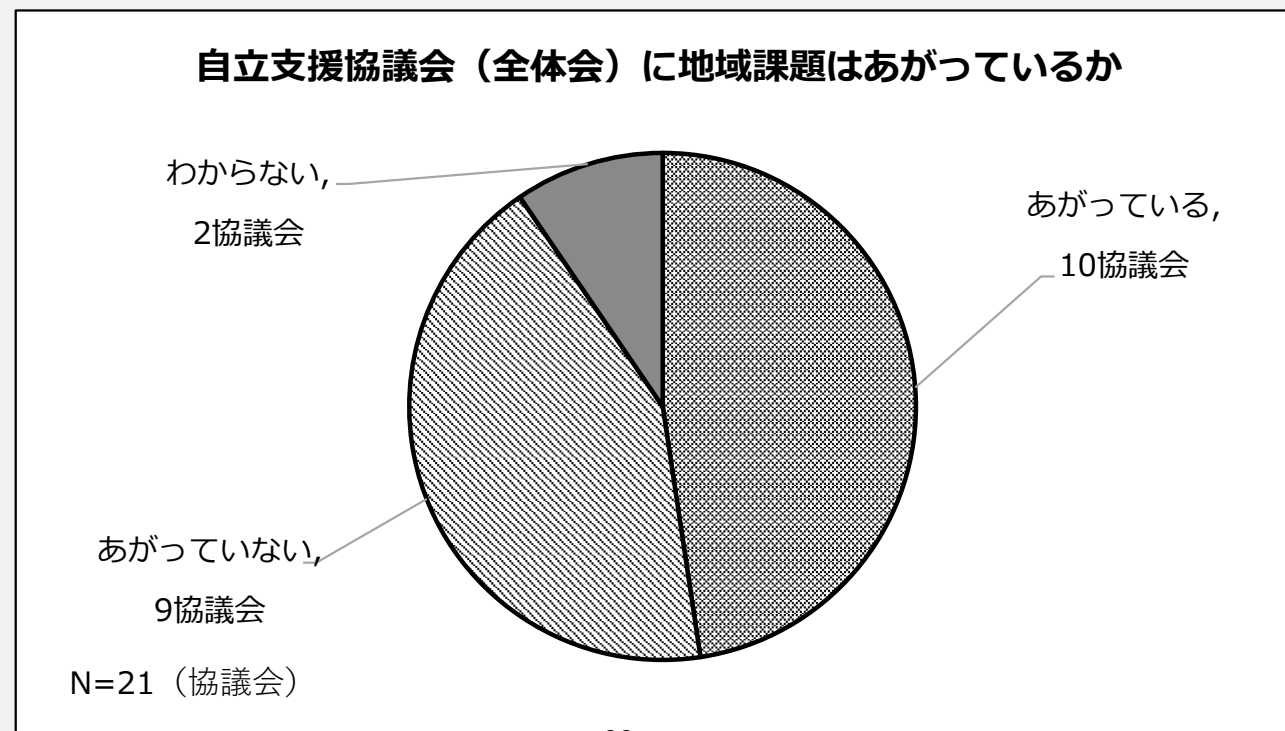
A 自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっている」場合

B 自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっていない」又は「わからない」場合

自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっている」は5割強、「あがっていない」又は「わからない」は5割強である。

自立支援協議会（全体会）に地域課題が「あがっていない」理由

- ・地域課題については、定例会までに検討し、全体会には経過の報告し、それに対する意見を徴収している
- ・全体会が報告や周知の場にとどまっており、地域の課題を能動的に抽出し、議論する時間を十分に確保できていないため
- ・部会ごとで完結してしまい、自立支援協議会まで声が届いていないため 等



2 調査結果

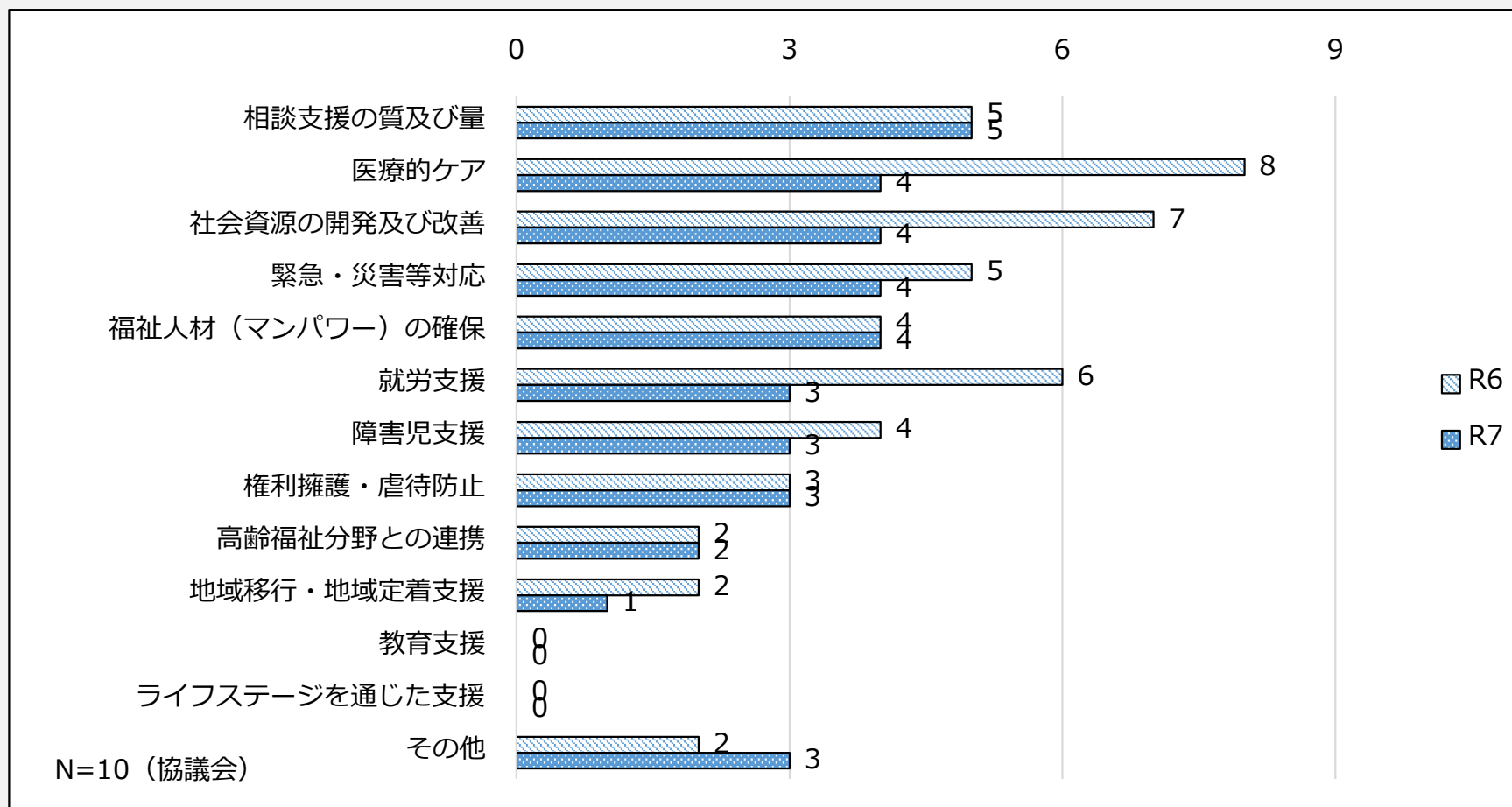
【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(2)自立支援協議会（全体会）における地域課題の把握及び取組状況

A－ア 自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっている場合（複数回答）

自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっている10協議会である。

自立支援協議会（全体会）にあがった具体的な地域課題は、「相談支援の質及び量」が5割程度、「医療的ケア」、「社会資源の開発及び改善」、「緊急・災害等対応」及び「福祉人材（マンパワー）の確保」が4割程度と上位である。



2 調査結果

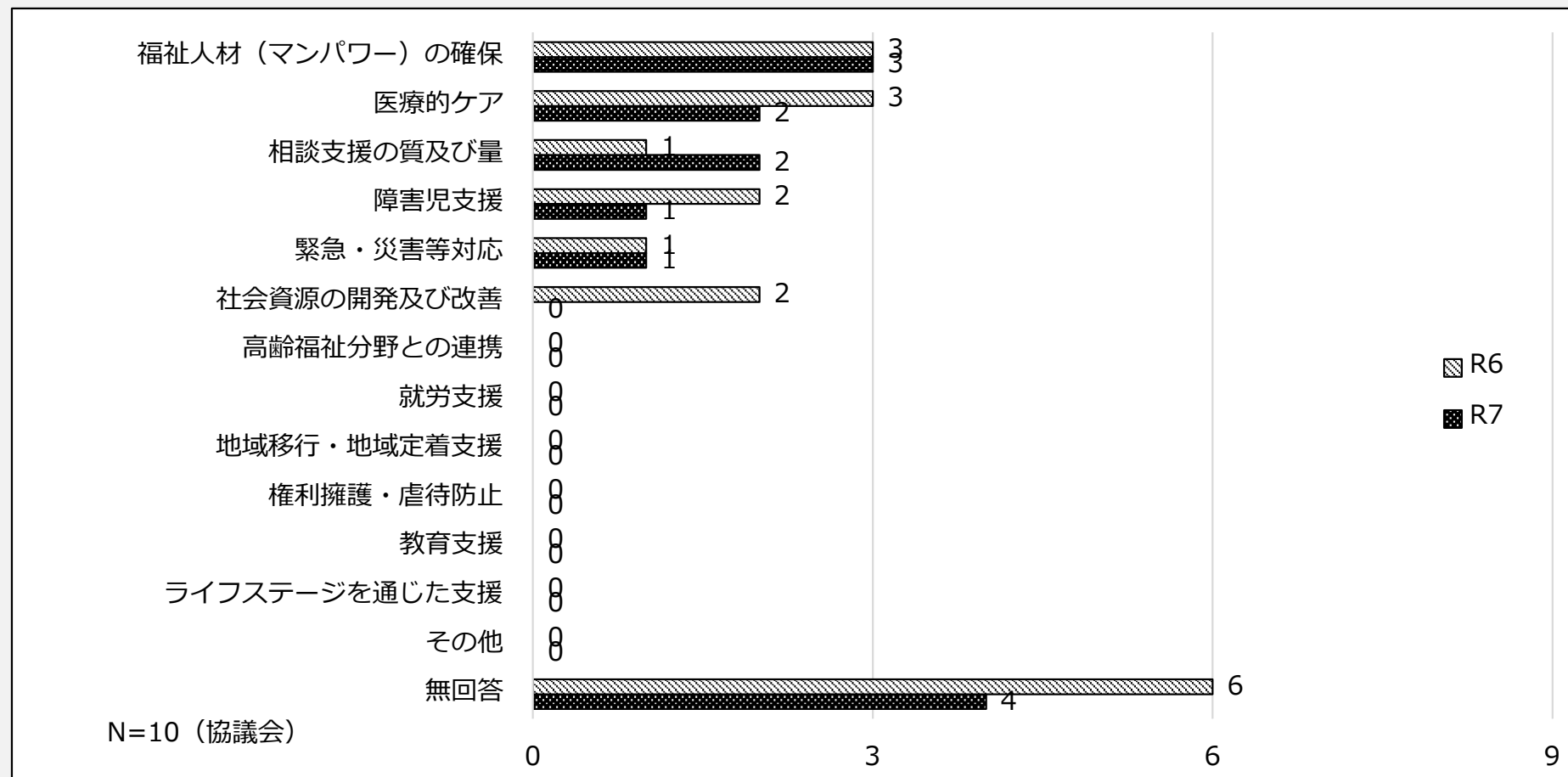
【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(2)自立支援協議会（全体会）における地域課題の把握及び取組状況

A－イ 地域課題の中で、広域又は栃木県全域で対応するほうが良いと考える課題（複数回答）

自立支援協議会（全体会）に地域課題があがっている10協議会のうち、回答があったのは6協議会である。

A－イで自立支援協議会（全体会）にあがった具体的な地域課題の中で、広域又は栃木県全域で対応するほうが良いと考える課題は、「福祉人材（マンパワー）の確保」が3割程度、「医療的ケア」及び「相談支援の質及び量」が2割程度である。



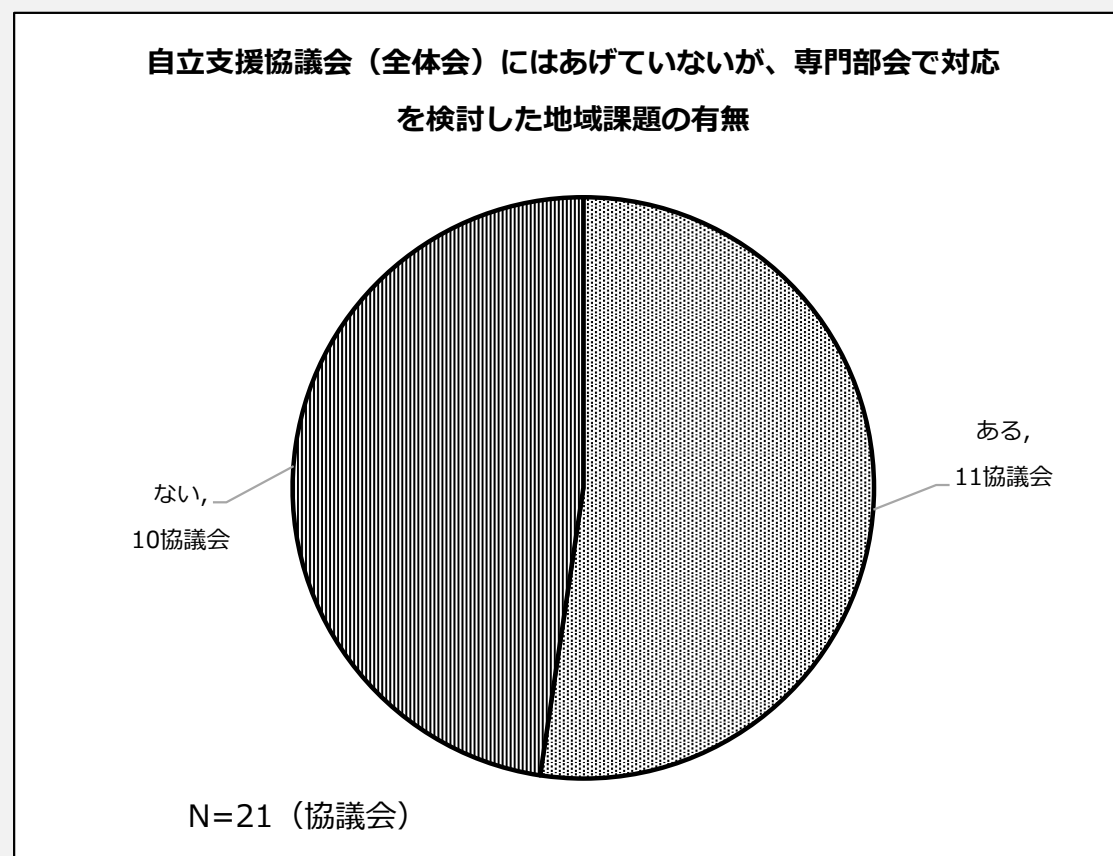
2 調査結果

【問4】自立支援協議会として把握している地域課題について

(3)自立支援協議会（全体会）にはあげていないが、専門部会で対応を検討した地域課題

自立支援協議会（全体会）にはあげていないが専門部会で対応を検討した地域課題の有無は、「ある」、「ない」ともに5割程度である。

自立支援協議会（全体会）にはあげていないが専門部会で対応を検討した地域課題の内容は様々であり、社会資源・人材の不足、医療的ケア・強度行動障害児者等への対応、地域生活の支援、支援者に関すること、親なき後への対応、他分野（教育部門や地域等）との連携等の回答があった。



2 調査結果

【問5】自立支援協議会の活性化について

(1)全体会・専門部会の評価、(2)活性化したと評価する理由、(3)活性化するための今後の取組

令和6年度と比較した令和7年度の自立支援協議会の活動の評価

全体会：「ある程度活性化した」が5割弱、「活性化したとは言えない」が3割弱である。

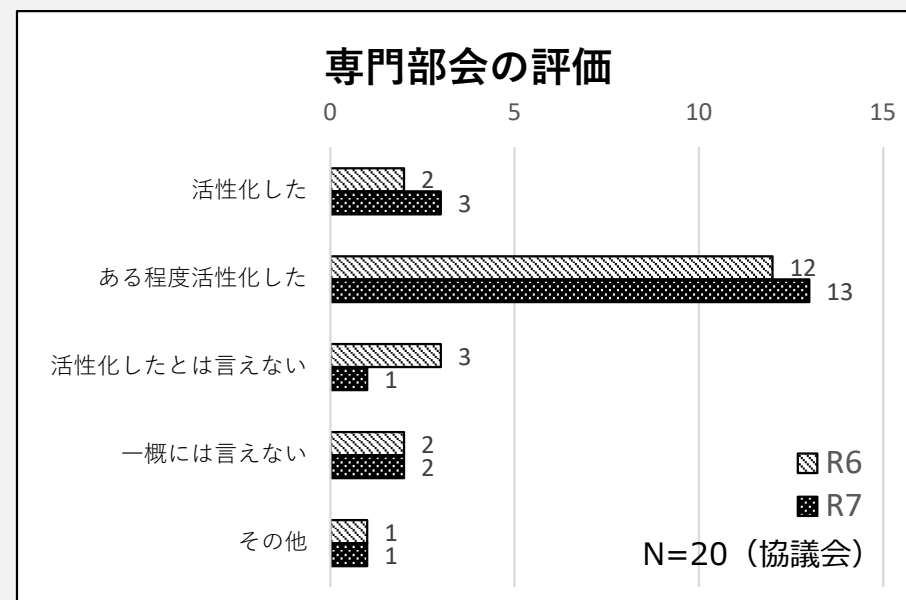
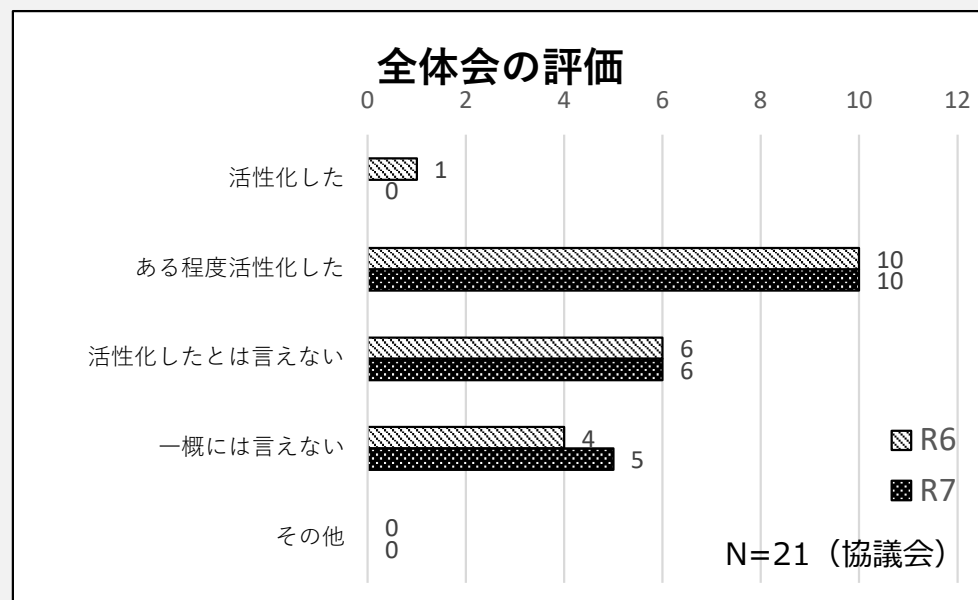
専門部会：「活性化した」及び「ある程度活性化した」が8割程度、「活性化したとは言えない」が1割未満である。

○活性化したと評価する理由

- ・就労移行支援の取組により、一般就労への移行者数が過去5年で最多となった。
- ・こども部会の立ち上げや災害時の対応研修を実施するなど、部会活動が活発化した。
- ・研修を通じて、相談支援専門員や関係機関との顔の見える関係づくりが進んだ。
- ・地域課題の共有と意見交換により、具体的な取組につながり始めている。等

○活性化するための今後の取組

- ・事務局において協議・報告すべき事項の精査や選定方法を検討し、委員間の意見交換や地域課題の議論がより活発に行われるような会議を検討
- ・状況に応じた委員構成の見直し、全体会の役割の整理 等



栃木県障害福祉計画（第8期計画）及び栃木県障害児福祉計画（第4期計画）の策定について

令和8（2026）年8月 障害福祉課

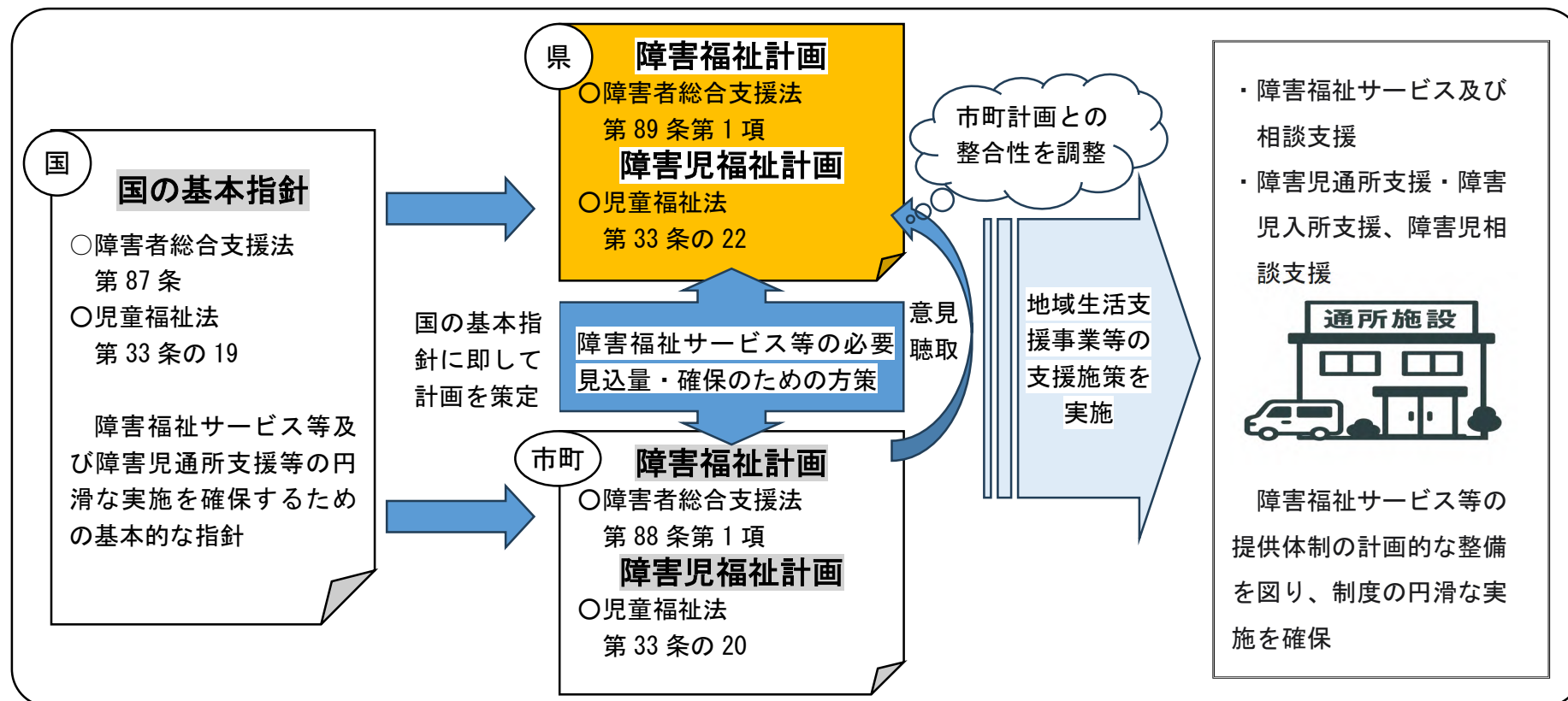
1 策定方針

(1) 計画期間

令和9～11年度（3年間）

(2) 根拠法令及び策定方針

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）に即し、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体として策定



(3) 各種計画等との整合

- ・ 市町との連携を図るため、障害保健福祉連絡会議により各市町・各圏域の課題やその解決の方向性、サービス見込量等の調整を図り、圏域ビジョンを策定
- ・ 庁内の以下の計画との整合性を図る。

所管	計画の名称
障害福祉課	とちぎ障害者プラン 21、栃木県依存症対策推進計画、とちぎナイスハート♥プラン
保健福祉部各課	栃木県保健医療計画、栃木県地域福祉支援計画、いのち支える栃木県自殺対策計画、栃木県高齢者支援計画、栃木県こどもまんなか推進プラン

※その他、各部局の計画とも整合性を図る。

(4) 審議会及び協議会等からの意見聴取

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害者施策推進審議会（障害者基本法第 36 条）及び自立支援協議会（障害者総合支援法第 89 条の 3）から意見を聴取するとともに、パブリックコメントを実施し広く県民からも意見を聴取する。

2 スケジュール（案）

実施時期	内 容	
令和８年 ５月	圏域ビジョン作成に向けたアンケート調査	
６月	障害保健福祉連絡会議① 国の基本指針の内容、策定スケジュールについて	
８月	第１回自立支援協議会 策定方針や策定スケジュール、成果目標（案）について	
９月頃	障害福祉サービス等見込量調査の実施①	
１０月	障害保健福祉連絡会議② 策定方針、成果目標（案）、圏域ビジョンについて	
１１月１６日 （予定）	第２回自立支援協議会	素案について
	第１回施策推進審議会	
１２月頃	障害福祉サービス等見込量調査の実施②（確認、修正）	
	パブリックコメントの実施	
令和９年 ２月１７日 （予定）	第３回自立支援協議会	パブリックコメントの実施結果、計画案について
	第２回施策推進審議会	
３月頃	計画決定、公表	

【参考】国の基本指針の概要（R 8. 3. 31 告示（全部改正））

(1) 主な改正ポイント

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 障害児支援の提供体制の整備等
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(2) 成果目標

新規：◎

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
・ 地域移行者数：R 7 年度末施設入所者数の 6 % 以上
・ 施設入所者数：R 7 年度末の 5 % 以上削減
② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 319.3 日以上
・ 精神病床における 1 年以上入院患者数
◎精神病床 への 30 日以上の再入院率： 退院後 90 日時点 10.3%以下 退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下
◎心のサポーター数：令和 15 年度末までに 100 万人以上
◎K6により住民のこころの状態を把握
③ 福祉施設から一般就労への移行等
・ 一般就労への移行者数：R 6 年度実績の 1.31 倍以上 うち就労移行支援事業：1.14 倍以上、就労 A 型：1.52 倍以上、就労 B 型：1.67 倍以上
・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 5 割以上
・ 就労定着支援事業利用者数：R 6 年度末実績の 1.47 倍以上
・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合：2 割 5 分以上
◎就労選択支援事業所を 1 事業所以上設置：協議会設置圏域ごと

◎令和 11 年度の就労選択支援利用者： 82,000 人以上
・ 地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制の構築を推進するため、協議会を活用し推進（県）
④ 障害児支援の提供体制の整備等
◎ 4 つの中核機能を確保：各市町又は圏域 (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（インクルージョン推進体制の構築） (3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4) 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
◎インクルージョン推進のための協議の場の設置：県及び各市町又は圏域
・ 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定（県）
・ 難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築（県）
・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町又は圏域に 1 か所以上確保
・ 医療的ケア児等支援に関する協議の場に医療的ケア児支援センターが参画（県）
・ 医療的ケア児等支援に関する協議の場を設置：各市町又は圏域
・ コーディネーターの配置：県及び各市町又は圏域
・ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置（県）
◎障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町又は圏域
◎強度行動障害の状態にある児に関する状況及び支援ニーズの把握及び支援体制の整備（県）
⑤地域生活支援の充実
・ 地域生活支援拠点等を整備するとともに、拠点コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う：各市町
・ 強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備：各市町又は圏域
⑥相談支援体制の充実・強化等
・ 基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会を設置、連携：全市町
・ 地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保：各市町
・ 基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保：各市町

◎セルフプランの分析及び相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする：県及び各市町
⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
◎人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置（県）
◎生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置（県）
・都道府県における相談支援専門員研修等の実施（県）
⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
・サービス等の質向上のための体制を構築：県及び各市町
◎障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度 1 回）を 100%とする。：県及び中核市

(3) その他

- ・地域差を是正しサービス供給が計画的且つ効率的に行われるための方策

※ 8 月頃、国から指定を受けた市町のみ、「必要な量の見込み」算定方法を変更

- ・指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

（就労系障害福祉サービスの質の確保、事業者の経営情報の分析結果公表制度、指導指針に基づく事業者の運営指導・監査）

- ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

障害者等に対する虐待の防止（事実確認調査の徹底、虐待対応体制の整備、重篤事例等の検証）

意思決定支援の促進（意思決定支援の取組状況の確認、市町関係機関の各施策の連携等）

障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

（施設・事業所等の対災害性強化、名簿作成や福祉避難所指定等における事業所と地方公共団体防災部局や職能団体との連携）

栃木県障害福祉計画（第8期計画）及び
栃木県障害児福祉計画（第4期計画）の構成（案）について

構成	備考
第1章 計画策定の趣旨	
1 計画策定の趣旨	
2 根拠法令	
3 計画の期間	
4 区域の設定	
5 計画の達成状況の点検及び評価	
第2章 栃木県障害福祉計画（第8期）及び栃木県障害児福祉計画（第4期）	
I 令和11年度の目標値	
1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行	
2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	一部新規
3 福祉施設から一般就労への移行等	一部新規
4 障害児支援の提供体制の整備等	一部新規
5 地域生活支援の充実	
6 相談支援体制の充実・強化等	一部新規
7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	新規
8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	一部新規
II 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	
III 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	

構成	備考
IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項	
1 障害者相談支援体制推進事業	
2 障害者就業・生活支援センター事業	
3 発達障害者支援事業	
4 高次脳機能障害者支援事業	
5 精神障害者地域移行・地域定着支援事業	
6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業	
7 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	
8 依存症対策総合支援事業	
9 子ども若者・ひきこもり対策推進事業	
10 難病相談支援センター事業	
V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置	一部新規
VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	一部新規
VII 圏域ビジョン	

第7期計画・第3期計画	
第1章 栃木県障害福祉計画(第7期)・栃木県障害児福祉計画(第3期)策定の趣旨等	
1	計画策定の趣旨
2	根拠法令
3	計画の期間
4	区域の設定
5	計画の達成状況の点検及び評価
第2章 栃木県障害福祉計画(第7期)・栃木県障害児福祉計画(第3期)	
Ⅰ 令和8年度の目標値	
1	障害者支援施設の入所者の地域生活への移行
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	地域生活支援の充実
4	福祉施設からの一般就労への移行等
5	障害児支援の提供体制の整備等
	(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
	(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
	(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
	(4) 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
	(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置
6	相談支援体制の充実・強化等
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
Ⅱ	各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
Ⅲ	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

第8期計画・第4期計画(案)		備考
第1章 栃木県障害福祉計画(第8期)・栃木県障害児福祉計画(第4期)策定の趣旨等		
1	計画策定の趣旨	
2	根拠法令	
3	計画の期間	
4	区域の設定	
5	計画の達成状況の点検及び評価	
第2章 栃木県障害福祉計画(第8期)・栃木県障害児福祉計画(第4期)		
Ⅰ 令和11年度の目標値		
1	障害者支援施設の入所者の地域生活への移行	
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	一部新規
3	福祉施設からの一般就労への移行等	一部新規
4	障害児支援の提供体制の整備等	
	(1) 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進	一部新規
	(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	
	(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等	
	(4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	
	(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	
	(6) 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保	新規
	(7) 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備	新規
5	地域生活支援の充実	
6	相談支援体制の充実・強化等	一部新規
7	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	新規
8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	一部新規
Ⅱ	各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	
Ⅲ	各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	

第7期計画・第3期計画	
IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項	
1	障害者相談支援体制推進事業
2	障害者就業・生活支援センター事業
3	発達障害者支援センター運営事業等
4	高次脳機能障害支援普及事業
5	精神障害者地域移行・地域生活支援事業
6	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業
7	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
8	依存症対策総合支援事業
9	子ども若者・ひきこもり対策推進事業
10	難病相談支援センター事業
V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置	
1	サービスの提供に係る人材の研修
2	指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上
VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	
1	障害者等に対する虐待の防止
2	意思決定支援の促進
3	障害者等に関する感染症対策
4	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
6	障害者等の文化芸術活動支援等による社会参加の促進
7	障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進
8	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
9	障害を理由とする差別の解消の推進
10	地域共生社会の実現に向けた取組
11	障害者の家族に対する支援の推進
VII 圏域ビジョン	
1	県全体
2	圏域の概況(各圏域ごとに)
3	まとめ

第8期計画・第4期計画(案)		備考
IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項		
1	障害者相談支援体制推進事業	
2	障害者就業・生活支援センター事業	
3	発達障害者支援事業	
4	高次脳機能障害者支援事業	
5	精神障害者地域移行・地域生活支援事業	
6	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業	
7	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	
8	依存症対策総合支援事業	
9	子ども若者・ひきこもり対策推進事業	
10	難病相談支援センター事業	
V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置		
1	サービスの提供に係る人材の研修	
2	指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上	一部新規
VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項		
1	障害者等に対する虐待の防止	一部新規
2	意思決定支援の促進	一部新規
3	障害者等に関する感染症対策	
4	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	一部新規
5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	
6	障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進	一部新規
7	障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進	
8	障害を理由とする差別の解消の推進	
9	地域共生社会の実現に向けた取組	
10	障害者の家族に対する支援の推進	
VII 圏域ビジョン		
1	県全体	
2	圏域の概況(各圏域ごとに)	
3	まとめ	

障害福祉計画（第8期計画）及び障害児福祉計画（第4期計画）の目標値について

No	項目
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3	福祉施設から一般就労への移行等
4	障害児支援の提供体制の整備等
5	地域生活支援の充実
6	相談支援体制の充実・強化等
7	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
8	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ① 令和7年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとする。
- ② 令和11年度末の施設入所者を、令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減する。

※「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ」における障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿の実現に取り組むことが求められる。

- (1) 利用者の意思・希望の尊重（本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進等）
- (2) 地域移行を支援する機能（地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等）
- (3) 地域生活を支えるセーフティネット機能（緊急時や災害時における地域の拠点としての活用等）
- (4) 入所者への専門的支援や生活環境の向上（強度行動障害の状態にある者や医療的ケアが必要な者などへの専門的支援、居室の個室化、ユニット化、日中活動の場と住まいの場との分離等）

目標設定の考え方

- ① 本県の目標値は、国の目標値の算出方法に準じるとともに、本県の特殊事情を勘案して算出する。（別紙1、2参照）
- ＜特殊事情＞ ア 本県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べ重度者（支援区分5及び6）の割合が高い。（施設入所者の状況（参考）参照）
- ＜特殊事情＞ イ 第3～6期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めない。
- ② 東京都民が入所することを目的として設置された施設（都民施設）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値から除く。
- ③ 改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る）であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの（継続入所者）の数を除いて設定する。

施設入所者の状況（参考）

区分	障害支援区分		年齢		
	区分5・6	うち区分6	50歳以上60歳未満	60歳以上	65歳以上
栃木県	87.8%	66.3%	24.7%	40.6%	28.6%
全国平均	84.2%	57.6%	28.2%	37.9%	26.2%

令和11（2029）年度の成果目標

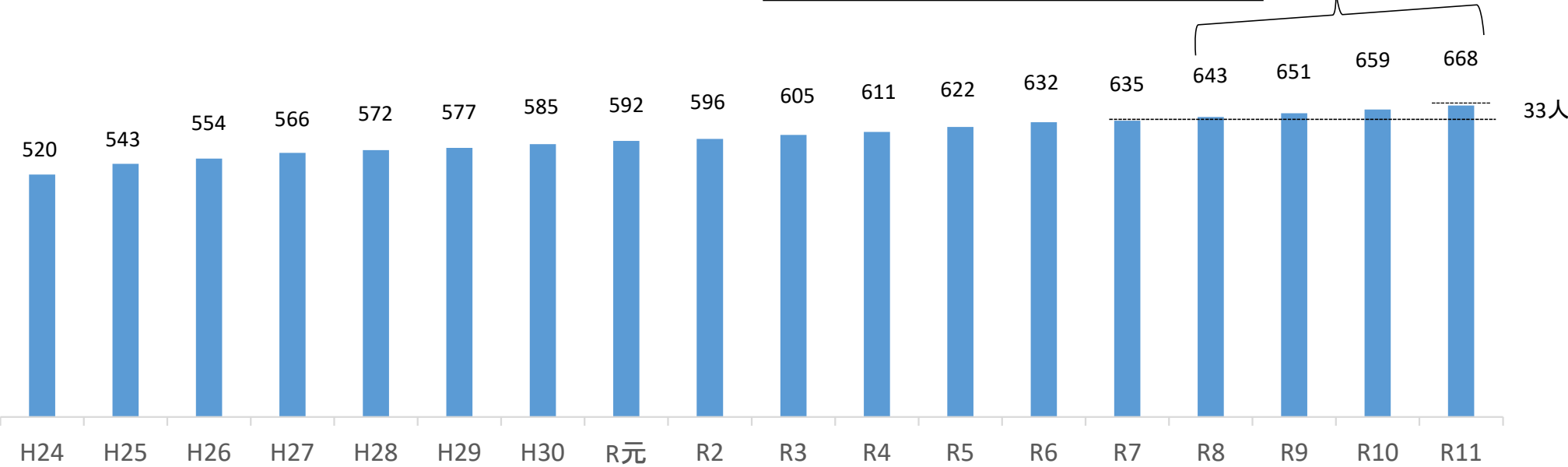
項目	目標	考え方	目標に向けた取組
地域生活移行者数（累計）	33人	R8.3.31時点の入所定員(2,134人)の約1.6%	- グループホームの整備促進 - 地域生活支援拠点の整備促進 - 居宅サービス（居宅介護、短期入所等）の質と量の確保 - 日中活動の場（自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の確保 - 障害及び障害者に関する理解の促進
施設入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮する	

栃木県内の施設入所者数の地域生活への移行

別紙1

- 数値目標の設定に当たっては、令和4年4月1日から令和7年度末の平均伸び率1.2%を上回るよう伸び率1.3%で推計し、令11年度末までに新たに地域生活に移行する者を33人とすることを目標とする。

過去4年の平均伸び率1.2%を上回るよう伸び率1.3%で推計すると令和11年度末までに33人（入所定員の約1.6%）の地域移行が必要となる。

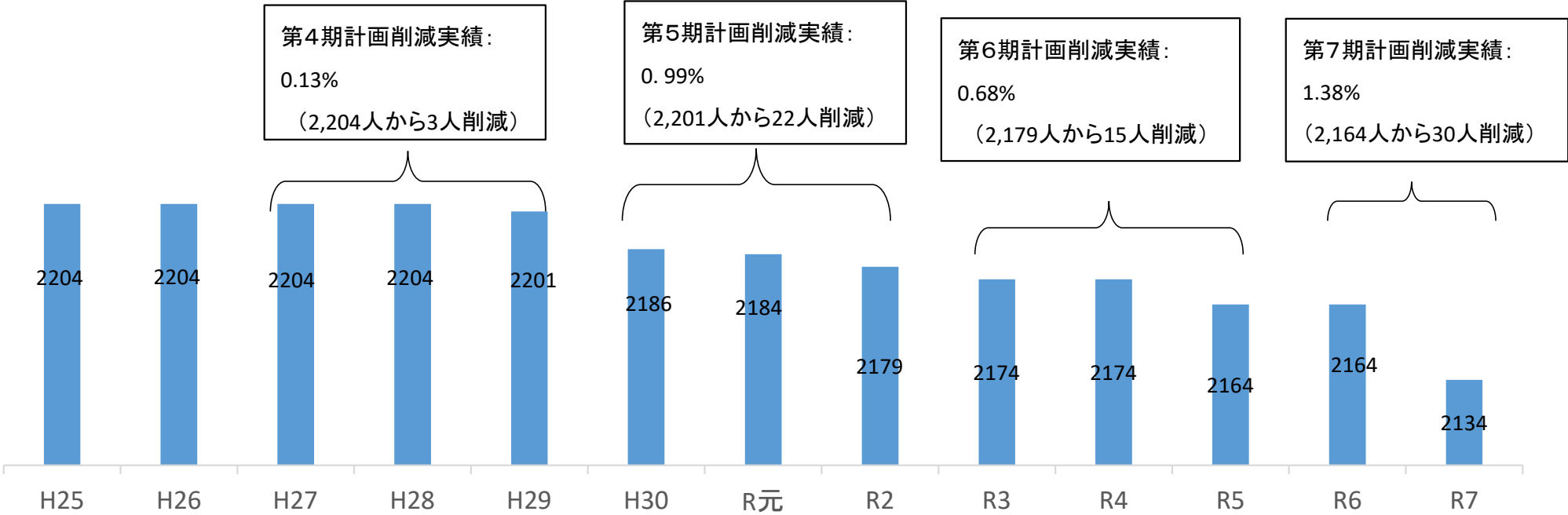


目標値	第1～2期 (平成18～23年 度)	第3期 (平成24～26年 度)	第4期 (平成27～29年 度)	第5期 (平成30～令和2年 度)	第6期 (令和3～5年 度)	第7期 (令和6～8年 度)	第8期 (令和9～11年 度)
基本指針	10%	30%	12%	9%	6%	6%	6%
都道府県 障害福祉計 画平均	14.5%	25.2%	12.0%	8%	2.3%	5.6%	—
栃木県 障害福祉計 画	15%	30%	7%	3%	1.5%	1.4%	1.6%

栃木県内の施設入所定員の削減率 ※都民施設を除く

別紙2

- 施設入所定員の削減については、令和7年度末時点で令和5年度末の定員2,164人から1.38%削減しており、現状の水準で推移した場合、第7期計画の目標を上回り、令和8年度末時点で令和5年度末時点の定員数を30名（1.38%）削減する状況である。

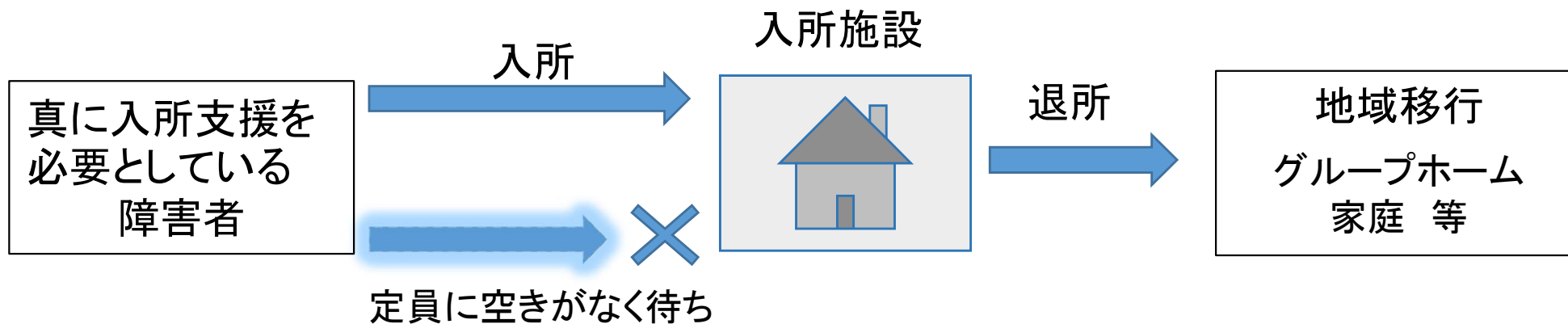


目標値	第1～2期 （平成18～23年 度）	第3期 （平成24～26年 度）	第4期 （平成27～29年 度）	第5期 （平成30～令和 2年度）	第6期 （平成3～5年 度）	第7期 （令和6～8年 度）	第8期 （令和9～11年 度）
基本指針	7%	10%	4%	2%	1.6%	5%	5%
都道府県 障害福祉計 画平均	8.4%	15.4%	3.8%	2.2%	2.3%	3.8%	—
栃木県 障害福祉計 画	10%	10%	2%	1.5%	現状維持	現状維持	現状維持

栃木県内の施設入所定員の削減率 ※都民施設を除く

- 国の指針では、令和11年度末時点での施設入所者を、令和7年度末時点の施設入所者から5%以上削減することとしている。

栃木県
入所定員2,134人（R7年度末）



- 栃木県においては、常にどこの施設も定員に対し入所者が満員に近い状態であり、退所により空きがでてでもすぐに埋まる状況である。

- 近年の定員の削減の状況から、既に可能な限り削減され、必要不可欠な定員数が残っている現状と推察できる。入所支援を真に必要とする障害者のため、第8期計画における入所定員の削減については、現状維持とする。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とする。（平均が319.3日以上である場合は、目標値設定時点の平均生活日数以上とする。）
- ②令和11年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満・65歳以上・75歳以上・40歳以上の認知症であるもの）の成果目標を設定する。
- ③退院患者の精神病床への30日以上再入院率を設定する。（退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下）【新規】
既に達成している場合は、当該目標値の設定時点における退院患者の精神病床への30日以上再入院率以下とする。
- ④心のサポーター数を令和15年度までに、全国で100万人とする。【新規】
- ⑤住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、K6（※）という尺度を活用し、評価する。【新規】
※K6：心理的ストレスや精神的健康状態を簡便に評価するための6項目の質問票。精神的な不調のリスクをスクリーニングする目的で広く使用されている。

目標設定の考え方

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、栃木県保健医療計画（8期計画）の精神疾患分野と整合を図る。

令和11（2029）年度の成果目標

項目		目標	考え方	目標に向けた取組
精神病床への1年以上長期入院患者数	65歳未満	633.6人	国の基本指針に即して目標を設定	・精神障害者（措置入院患者）の退院後支援の推進 ・精神障害者の地域移行・地域定着の促進 ・ピアサポートの活用 ・構築推進サポーターの活用 ・心のサポーターの養成 ・体系的な研修会の開催による人材育成 ・難治性精神疾患地域連携体制の構築
	65歳以上	1,278人		
◎ 75歳以上（再掲）	●人			
◎ 40歳以上で認知症（再掲）	●人	厚生労働省が算出方法を検討中		
◎精神病床への30日以上再入院率	退院後90日時点	8.5%以下	10.3%以下のため、本県より下位7県の平均値を設定	
	退院後180日時点	14.1%以下	17.4%以下かつ、上位2位であるため、現状値以下を目標設定	
	退院後365日時点	20.6%以下	25.7%以下かつ、上位1位であるため、現状値以下を目標設定	
地域平均生活日数		324.9日以上	320.0日以上かつ、上位3位のため、現状値以上を目標設定	
◎心のサポーター数		3,000人	厚労省試算に基づく試算により算定した、ケアラー支援推進計画の年間目標値に基づく	
◎K6により住民のこころの状態を把握する。			国民生活基礎調査（3年に1回、直近は令和4年度データ）により県民のこころの状態を把握及び分析し、令和10年度のデータを踏まえて施策に反映する。	

※◎は新規 ●は現在検討中

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- ①一般就労への移行者数を令和6年度実績の1.31倍以上とする。
- ②うち、就労移行支援1.14倍以上、就労継続支援A型1.52倍以上、B型1.67倍以上とする。
- ③就労移行支援利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ④就労定着支援利用者数を令和6年度実績の1.47倍以上とする。
- ⑤就労定着支援事業の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とする。
- ⑥協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する。令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。【新規】
- ⑦都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

目標設定の考え方

福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、本計画においても国の定める基本指針に即して目標値を設定する。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
一般就労への移行者数	383人	令和6年度実績292人の1.31倍	・障害者就業・生活支援センターの運営 ・就労移行・定着支援機能強化事業の実施 ・職場定着サポート事業の実施 ・とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議（旧障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議）等を活用した、労働及び教育機関との連携
就労移行支援事業	132人	令和6年度実績116人の1.14倍	
就労継続支援A型事業	201人	令和6年度実績132人の1.52倍	
就労継続支援B型事業	70人	令和6年度実績42人の1.67倍	
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	全体の5割以上		
就労定着支援事業における利用者数	218人	令和6年度実績148人の1.47倍以上	・市町、相談支援事業所、特別支援学校等の関係機関との連携 ・利用状況の把握
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	全体の8割以上	令和7年度実績20/28事業所（71.4%）であるため、現状値以上を設定	
◎就労選択支援事業所確保圏域数	21圏域	協議会の設置圏域ごとに少なくとも1事業所以上確保。地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能	
◎就労選択支援利用者数	●人	市町の見込量調査（R8.9月頃実施予定）により利用状況を把握及び分析し、とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議で聞き取った地域課題等を踏まえて施策に反映する。	・協議の場における障害者の一般就労に向けた支援体制の整備 ・就労支援地域ネットワーク推進事業における交流研修会等の実施
雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。		とちぎ障害者就労支援ネットワーク会議を活用し、障害者の一般就労に向けた支援体制を強化する。	

※◎は新規 ●は現在検討中

4 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

国の基本指針

①令和11年度末までに各市町村に児童発達支援センターの4つの中核機能を確保する。（幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能）【新規】

②児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築する。

③令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。【新規】

目標設定の考え方

【現状・背景】本県では、6圏域13市町において11か所に児童発達支援センターが整備されており、16市町において保育所等訪問支援が実施されている。

①重層的な地域支援体制を構築するため、令和11年度末までに各市町は児童発達支援センターを中心とする中核拠点の整備や地域全体で中核機能を発揮する面的整備などにより、児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保する必要がある。

②共生社会の形成促進の観点から、各市町において年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず子どもが互いに学び合う経験を持てるよう、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用するとともに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、地域の実情に応じたインクルージョンの推進体制を構築する必要がある。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
◎児童発達支援センターの4つの中核的な支援機能を確保している市町数	25市町	地域の実情に応じ圏域での体制整備でも可能	・実情に応じて4つの中核的な支援機能を確保できるよう各市町に働きかけを行う。 ・市町の取組を促進するため、成功事例等の情報提供や市町間での情報共有の場の提供を行う。 ・県のインクルージョン推進のための協議の場の設置に向けて、体制の検討や関係機関の調整を行う。
保育所等訪問支援の利用が可能な市町数	25市町	国の基本指針に即して目標を設定	
◎インクルージョン推進のための協議の場の設置	県	国の基本指針に即して目標を設定	
	25市町	地域の実情に応じ圏域での体制整備でも可能。既存の会議体を活用することも可能	

※◎は新規

4 障害児支援の提供体制の整備等

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

国の基本指針

- ①都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、「難聴児早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。
- ②その際、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。

目標設定の考え方

- ①本県における難聴児支援体制については、母子保健部局において新生児聴覚検査及びフォロー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児支援のセンター的機能を担っている。また、障害福祉部局において療育を含めた福祉サービス体制の充実を図っている。
- ②なお、「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針（令和4年2月）」に基づき策定する計画を本計画に位置付け、難聴児の早期発見・早期療育に向けた取組の推進を図る。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	考え方	目標に向けた取組
関係者の協議の場の提供等による難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。 新生児聴覚検査の実施状況を関係機関等と共有するとともに、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。 聾学校のセンター的機能について、医療、保健、福祉等と連携した乳幼児教育相談体制を充実する。	国の基本指針及び「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に即して目標を設定	・新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議の場の設置 ・新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための手引書の作成 ・相談支援及び家族支援の充実

4 障害児支援の提供体制の整備等

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等

国の基本指針

令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

また、地域の実情により主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を未設置の市町村においては、重症心身障害児を受け入れる体制を整備した児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等の確保であっても差し支えない。

目標設定の考え方

【現状・背景】重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、6圏域10市に設置されている。重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、6圏域11市に設置されている。

国の基本指針に即して、目標値を設定する。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
児童発達支援事業所確保市町村数	25市町	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能	・各市町において各地域における実情を把握し、実情に応じて主に重症心身障害児に対応した障害児通所支援事業所を設置できるよう各市町に働きかけるとともに、必要に応じ、他市町の成功事例などの情報提供を行っていく。
放課後等デイサービス事業所確保市町村数	25市町	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能	

4 障害児支援の提供体制の整備等

(4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針

①令和11年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画する。また、医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。

②令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

目標設定の考え方

【現状・背景】現行計画までの取組により、医療的ケア児支援に係る協議の場は6圏域25市町で設置され、医療的ケア児等支援コーディネーターは21市町に計47人が配置されている。

①令和4(2022)年7月に、医療的ケア児等支援センター「くくるん」を設置し、コーディネーター2名(看護師、相談支援専門員)を配置している。引き続き、医療的ケア児者やその家族等からの相談に対応し、関係機関と連携しながら支援を行うとともに、支援に係る情報の集約や発信を行いながら、地域における支援ネットワークの構築に取り組んでいく。

②コーディネーターが未配置となっている市町を支援することで、医療的ケア児の支援体制を整備していく。

令和11(2029)年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
〇県が設置する協議の場に医療的ケア児等支援センターが参画し、県内の医療的ケア児等の支援ニーズを把握した上で、総合的な支援体制を推進する。		国の基本指針に即して目標を設定	- 協議の場における医療的ケア児支援の検討 - 医療的ケア児等支援者養成研修・コーディネーター養成研修の実施
コーディネーターの配置市町数	25市町	各市町に配置するが、市町単独での配置が困難な場合は、圏域での配置も可能	

※〇は既存項目の見直し

4 障害児支援の提供体制の整備等

(5) 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

国の基本指針

障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和11年度末までに各都道府県において、移行調整に係る協議の場を設置する。

目標設定の考え方

国の基本指針に即して目標を設定し、障害児入所施設の今後の施設のあり方に関する方針を把握し、地域資源の中で障害児入所施設としての受け皿が十分であるか「協議の場」等において議論を行っていく。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	考え方	目標に向けた取組
障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場を設置する。	移行調整の協議の場を必要に応じて開催し、関係機関が協力・連携して調整等を実施 ※令和8年度に設置予定	・支援に携わる市町、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等の関係機関との連携 ・移行状況の把握

4 障害児支援の提供体制の整備等

(6) 障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保【新規】

国の基本指針

障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、

令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する。

目標設定の考え方

地域における障害や発達に特性のあるこどもの状況は多様であることから、障害児相談支援に結びついていない障害児とその家族を支援するために、

各市町は、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援体制を確保する必要がある。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
◎障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保した市町数	25市町	国の基本指針に即して目標を設定し、身近な地域で継続的に伴走的な相談支援につながる体制を整備する。	・市町間の連携・情報交換の促進 ・基幹相談支援センターの機能強化のための会議等の開催 ・相談支援専門員の質の向上のための研修の実施

※◎は新規

4 障害児支援の提供体制の整備等

(7) 強度行動障害の状態にある児の支援のための体制の整備【新規】

国の基本指針

強度行動障害の状態にある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関と連携した支援体制の整備を進める。

目標設定の考え方

強度行動障害の状態にある児については、事業所の受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するという状況があることから、強度行動障害の状態にある児の状況や支援ニーズの把握を行い、支援ニーズに基づいた支援体制の整備を図る。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	考え方	目標に向けた取組
◎強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。	国の基本指針に即して目標を設定	・強度行動障害の状態にある児に関する実態把握 ・広域的支援人材及び集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定 ・中核的人材養成研修の実施

※◎は新規

5 地域生活支援の充実

国の基本指針

- ①障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、令和11年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とする。
- ②支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を更に進める観点から、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーター及び地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置する。
- ③年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況（地域生活支援拠点等の各機能が果たされているかの状況）を検証及び検討する。
- ④令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害の状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

目標設定の考え方

- 【現状・背景】現行計画までの取組により、22市町19か所の地域生活支援拠点等が整備された。（18市町が単独で、芳賀郡の4町が共同で整備）
- ①障害者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、全ての市町に地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、拠点コーディネーターを配置して支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を図る。
- ②強度行動障害の状態にある者については、事業所の受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するという状況があることから、強度行動障害の状態にある者の状況や支援ニーズの把握を行い、支援ニーズに基づいた支援体制の整備を図る。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
地域生活支援拠点等の体制整備市町数	25市町	各市町に1か所以上整備するが、複数市町による共同での整備も可能	・地域生活支援拠点等の整備促進・機能強化のための研修等の開催 ・市町間の連携・情報交換を促進するための会議等の開催 ・運用状況の検証及び検討の実施方法の情報提供
○拠点コーディネーターの配置市町数	25市町	各市町に配置	
○運用状況の検証及び検討の実施市町数	25市町	各市町で1回以上実施	
強度行動障害の状態にある者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。		国の基本指針に即して目標を設定	・強度行動障害の状態にある者に関する実態把握 ・広域的支援人材及び集中的支援を提供できる体制を備えている施設等の選定 ・中核的人材養成研修の実施

※○は既存項目の見直し

6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ①令和11年度末までに、全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させる。
- ②基幹相談支援センターが別表第一の十に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。（主任相談支援専門員の配置・人材育成等の取組・協議会の運営への関与）
- ③基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保する。
- ④都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。【新規】

目標設定の考え方

【現状・背景】現行計画までの取組により、基幹相談支援センターは20市町、地域生活支援拠点等は22市町、自立支援協議会は県と全市町に設置・整備された。（圏域での共同設置を含む）

①相談支援体制を充実・強化するために、全ての市町において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、自立支援協議会を設置・整備し、これらの機関等の連携を強化する。各市町の基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図るとともに、各市町は個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制を整備するために、県はこれらの機関等の整備促進や機能強化に向けた広域的な支援を行う。

②また、各市町におけるセルフプランの状況を把握するとともに、のぞまないセルフプランの割合が高い地域については、その要因となる地域課題を共有し、地域における障害者の支援体制の整備に取り組む。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	目標	考え方	目標に向けた取組
基幹相談支援センターの設置市町数	25市町	各市町に少なくとも1か所以上設置。 共同設置も可能	・基幹相談支援センターの設置促進・機能強化のための会議等の開催 ・相談支援専門員の質の向上のための研修の実施 ・市町間の連携・情報交換の場の提供
地域生活支援拠点等の体制整備市町数（再掲）	25市町	各市町に少なくとも1か所以上整備。 共同設置も可能	・地域生活支援拠点等の整備促進・機能強化のための会議等の開催 ・市町間の連携・情報交換の場の提供
○自立支援協議会の運営に基幹相談支援センターが関与し、個別事例の検討を行っている市町数	25市町	国の基本指針に即して目標を設定	・各市町の協議会における個別事例の検討の実施状況の把握 ・基幹相談支援センターの機能強化のための会議等の開催 ・市町間の連携・情報交換の場の提供
◎のぞまないセルフプランの件数がゼロの市町数	25市町	国の基本指針に即して目標を設定	・のぞまないセルフプランの作成状況の把握及び要因の分析 ・相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施 ・市町間の連携・情報交換の場の提供

※◎は新規 ○は既存項目の見直し

7 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】

国の基本指針

- ①都道府県において、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等の養成に向けた研修を実施する。
- ②障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、都道府県において、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組む。
- ③相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する当該ガイドライン等を活用した研修を実施する。
- ④各都道府県においては人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置する。【新規】
- ⑤各都道府県において、ケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図る。【新規】

目標設定の考え方

- ①本県では、相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成・質の向上を目的とした研修を実施し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ってきた。
- ②国の基本指針に即して、相談支援専門員研修、サービス管理責任者等研修、意思決定支援に関する研修の実施を行う。
- ③人材確保・生産性向上に関するワンストップ窓口と、関係者の連携を図る協議会の設置に向けて整理する。

令和11（2029）年度の成果目標

項目	考え方	目標に向けた取組
都道府県における相談支援専門員研修等の実施		相談支援専門員等の養成・質の向上のための研修の実施
◎人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置	障害福祉サービス事業所における人材確保や生産性向上に関する取組を促進する。	障害福祉サービス事業所における人材確保や生産性向上に関する取組を総合的に支援する窓口を設置する。
◎生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置	関係機関の連携を図るとともに、生産性向上等に関する課題や取組を共有する。	障害福祉関係機関・団体により構成される協議会を設置し、生産性向上等に向けた課題解決や今後の方向性について協議する。

※◎は新規

8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

- ・ 障害福祉サービス等に係る研修その他の研修の活用
- ・ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ・ 指導監査結果の関係市町村との共有

②各都道府県、中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とする。【新規】

目標設定の考え方

国の基本指針に即して目標値を設定し、県として障害福祉サービス等の質の向上のために各取組を実施する体制を確保する。

令和11（2029）年度の成果目標

目標値	目標に向けた取組
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。	・ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施 ・ 指導監査結果を市町と共有する体制の構築 ・ 構築した体制での指導監査結果の共有 ・ 事業所運営の透明性確保を目的とした、障害福祉サービス等情報公表システムの利用促進
◎障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする。	・ 管内事業所の公表及び更新状況の把握及び指導

※◎は新規

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 70

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**

(市町村)

- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

令和8(2026)年度栃木県自立支援協議会相談支援部会委員名簿

R8(2026)4.1現在

No.	区分	所属団体名	役職名	氏名	備考
1	学識経験者	学校法人自治医科大学地域医療学センター	准教授	青山 泰子	継続
2	学識経験者	社会福祉法人恵友会	施設長	若倉 健	副部会長
3	職能団体	(特非) 栃木県障害施設・事業協会	理事兼事務局長補佐	稲野邊 樹生	継続
4	職能団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	会長	渡辺 純一	会長
5	職能団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	幹事	柴田 将紀	継続
6	職能団体	(一社) 栃木県作業療法士会	副理事	亀山 朋子	継続
7	職能団体	(一社) 栃木県社会福祉士会	副会長	松本 裕行	継続
8	職能団体	(一社) 栃木県精神保健福祉士協会	会長	稲見 聡	継続
9	職能団体	(特非) とちぎケアマネジャー協会	理事	飯野 範子	継続
10	職能団体	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長	池澤 守	継続
11	市町	鹿沼市	係長	太田 元樹	継続
12	市町	那珂川町	精神保健福祉士	鈴木 隼斗	継続
13	県関係機関	県西健康福祉センター	所長補佐兼健康支援課長	戸室 睦子	継続
14	県関係機関	障害者総合相談所	知的障害支援課長	牛久保 智久	継続
15	県関係機関	精神保健福祉センター	教育相談支援課長	福島 幸恵	R8 交代
16	県関係機関	中央児童相談所	副主幹兼相談調査課長	谷川 尚久	継続

任期: R7(2025).4.1～R10(2028).3.31

令和8年度相談支援部会について

令和8(2026)年8月6日 障害福祉課企画推進担当

I 相談支援部会の計画について

開催日（予定）	協議事項等
令和9年1月頃	・人材育成の状況及び相談支援に係る実績について ・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置促進・機能強化について ・栃木県障害福祉計画（第8期計画）・栃木県障害児福祉計画(第4期計画)の策定について 等

II 研修ワーキンググループについて

地域の中核となる相談支援専門員を養成するため、相談支援従事者養成研修の企画及び運営、地域のリーダーとしての役割や活動に関すること等を協議している。

・ワーキンググループ(WG)構成員：相談支援専門員9名（うち主任相談支援専門員8名）、研修協力者：相談支援専門員15名

1 研修WG実施状況及び計画

開催回	開催日（予定）	検討内容
第1回	令和8年4月17日	年間計画（現任研修、主任研修）について
第2回	令和8年6月23日	現任研修の準備について
第3回	令和8年10月6日	専門コース別研修について
第4回	令和8年10月30日	主任研修の準備について
第5回	令和9年3月8日	今年度振り返り、次年度計画等について

2 相談支援従事者研修の実施状況及び計画

○相談支援従事者現任研修（計4日間）（昨年度修了者：50名） 【講義】（1日目） 令和8年7月6日 【演習】（2～4日目）4コース実施 演習1：令和8年 7月28日～30日 演習2：令和8年 9月 9日～11日 演習3：令和8年 9月14日～16日 演習4：令和8年10月14日～16日
○相談支援従事者主任研修（計5日間）（昨年度修了者：6名） 令和8年12月3日～4日、8日～10日
○相談支援従事者専門コース別研修（昨年度修了者：16名） 令和9年1月～2月頃

Ⅲ 地域の相談支援体制強化に向けた取組について

基幹相談支援センターの機能強化及び設置促進を図ることを目的として基幹相談支援センター関係者会議を開催している。参加対象者は、基幹相談支援センター職員や市町担当者、委託相談支援事業所職員等であり、各市町間の情報共有や課題検討を通じて関係者間のネットワークの構築を図っている。

また、基幹相談支援センターは地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として支援者支援や地域づくりの取組が求められていることから、基幹相談支援センタースキルアップ研修を開催し、機能のさらなる強化及び充実を図っている。

1 基幹相談支援センター関係者会議の実施状況及び計画

開催回	開催日時（予定）	検討内容
第1回	令和8年7月8日 （参加者:51名）	○情報提供 ・行政説明（障害福祉施策に係る国の動向） ○グループワーク（カスタマーハラスメントについて、地域生活支援拠点等について、情報交換）
第2回	令和8年12月頃	○情報提供（行政説明） ○グループワーク（内容未定）

2 基幹相談支援センタースキルアップ研修の計画

開催回	開催日時（予定）	研修内容
第1回	令和8年10月頃	内容未定
第2回	令和9年2月頃	内容未定

令和8(2026)年度栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会委員名簿

R8(2026)4.1現在

No.	分類	構成団体等	部会委員名	所属・役職	備考
1	医療関係	栃木県医師会 副会長	浅井 秀実	浅井こどもクリニック 院長	
2		栃木県重症心身障害連絡協議会	増田 典弘	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院 副院長	
3		在宅療養支援診療所・小児科診療所	高橋 昭彦	ひばりクリニック 院長	
4		栃木県訪問看護ステーション協議会 理事	高橋 里栄子	訪問看護ステーション ほっと 所長	
5	福祉関係	福祉サービス事業所(障害児通所支援)	高橋 守	デイサポートふれじーる 管理者	
6		福祉サービス事業所(短期入所)	渡邊 望友紀	社会福祉法人邦友会 なす療育園 副主任	
7		栃木県身体障害者施設協議会 会長	岩崎 好宏	(福)すぎのこ会 理事長 ひのきの杜 施設長	
8		とちぎ障がい者相談支援専門員協会	牧子 晃那	一般社団法人 南栃木社会福祉士事務所 相談支援事業所Well-being 相談支援専門員	
9		栃木県立リハビリテーションセンター	江田 達夫	栃木県立リハビリテーションセンター 施設部長	
10	当事者団体	栃木県重症心身障害児(者)を守る会	長谷川 仁美	栃木県重症心身障害児(者)を守る会 在宅部会	
11	行政機関	市町代表	齋藤 雪絵	宇都宮市子ども発達センター 相談グループ 係長	R8新規
12	教育機関	栃木県特別支援学校長会	石井 亮	県立のざわ特別支援学校 校長	

任期：R7(2025).4.1～R10(2028).3.31

令和8年度医療的ケア児支援検討部会について

令和8(2026)年8月6日 障害福祉課企画推進担当

I 医療的ケア児支援検討部会の計画について

開催日	協議事項等
令和9年2月頃 (予定)	・令和8(2026)年度事業実績及び令和9(2027)年度事業計画について ・医療的ケア児第4回把握調査の結果について ・栃木県障害福祉計画(第8期計画)・栃木県障害児福祉計画(第4期計画)の策定について 等

II 医療的ケア児支援庁内WGの実施状況及び計画について

開催回	開催日	検討内容
第1回	令和8年6月29日	・庁内連携による医療的ケア児支援の推進について ・各課における事業の取組状況について
第2回	令和8年9月頃	・医療的ケア児第4回把握調査の結果について ・医療的ケア児災害対策研修について
第3回	令和8年12月頃	・栃木県自立支援協議会医療的ケア児等支援検討部会について

III 在宅で医療的ケアを必要とする障害児の把握調査の実施について

目 的	在宅で医療的ケアを必要とする障害児の動向を把握し、支援体制の更なる充実に向けた検討のための基礎資料とする
対象者	在宅で医療的ケアを必要とする0歳から20歳未満の障害児(者) なお、血糖値測定、インスリン注射、成長ホルモン注射のみの場合は、調査対象外
方 法	各市町及び県健康福祉センターを対象にメールでの調査
内 容	医療的ケア児のサービスの支給決定状況及び在宅医療的ケアの状況等
スケジュール	・6月1日 対象者宛て調査用紙を配布 ・7月中旬 回答の集約 ・1月末まで 調査結果のまとめ

栃木県自立支援協議会 障害者権利擁護・虐待防止部会 委員名簿

	分 野	氏 名	職 名	備考
1	学識経験者	松永 千恵子	群馬医療福祉大学 特任教授 (一社)栃木県社会福祉士会 会長	部会長
2	学識経験者	茂木 明奈	白鷗大学 准教授 栃木県運営適正化委員会 委員	副部会長
3	当事者及びその家族	藍原 賀代子	栃木県自閉症協会事務局長	
4	相談支援事業者	笹崎 明久	高根沢町障害児者生活支援 センターすまいる センター長	
5	指定障害福祉サービス 事業所・指定障害者支 援施設	稲野邊 樹生	特定非営利法人栃木県障害施設・ 事業協会 事務局長補佐	
6	市町村	櫻井 光一	茂木町保健福祉課長	

※任期 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで

栃木県自立支援協議会障害者権利擁護・虐待防止部会

1 令和8年度部会の開催（予定）

(1) 開催時期

令和9(2027)年2月頃

(2) 協議内容

- ・ 令和7(2025)年度栃木県内における障害者虐待の状況について
- ・ 障害者虐待の防止に向けた取組について

2 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施（予定）

(1) 市町障害者虐待防止センター担当職員等研修コース

令和8(2026)年10月

(2) 障害者福祉施設等従事者研修コース

令和9(2027)年1～2月